

平成29年3月定例会  
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	平成29年3月3日(金)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	平成29年3月3日(金) 午前 9時05分
閉 会 日 時	平成29年3月3日(金) 午後17時33分
委 員 長	野本 恵司
委員会出席議員	
委 員 長	野本 恵司
副 委 員 長	矢島 洋文
委 員	加藤 久子      竹田 悦子      田中 克美 潮田 幸子      芝寄 和好
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 8 号	鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 9 号	鴻巣市保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 10 号	鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例	原案可決
第 14 号	平成 28 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 5 号）第 1 条歳入歳出予算の補正のうち所管する歳入（別表のとおり）歳出、第 2 条繰越明許費の補正	原案可決
第 15 号	平成 28 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
第 18 号	平成 28 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 20 号	平成 29 年度鴻巣市一般会計予算第 1 条歳入歳出予算のうち所管する歳入歳出、第 2 条債務負担行為	原案可決
第 21 号	平成 29 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
第 23 号	平成 29 年度鴻巣市介護保険特別会計予算	原案可決
第 26 号	平成 29 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(福祉こども部)

福祉こども部長	瀬山 久江
福祉こども部副部長	吉田 隆一
福祉部参事兼福祉課長	春山 一雄
こども未来課長	岩間 則夫
保育課長	永野 和美
保育課副参事	佐々木晴美

(健康づくり部)

健康づくり部長	根岸 孝行
健康づくり部副部長	小沢 信吉
健康づくり部参事兼長寿いきがい課長	
	高木 啓一
健康づくり課長	齊藤 隆志
健康づくり課副参事	清水 恵子
スポーツ健康課長	細野 兼弘
国民年金課長	関根 則男

(教育総務部)

教育総務部長	田中 潔
教育総務部副部長兼教育総務課長	
	村田 弘一
教育総務課副参事	川畷 利徳
生涯学習課長	岡田 和弘

(学校教育部)

学校教育部長	牧田 卓司
学校教育部副部長兼学務課長	
	服部 幸司
学務課副参事	大島 進
学校支援課長	池澤 道弘
学校支援課副参事	高野 葉子
中学校給食センター所長	大島 幸子
教育支援センター所長	松本笑美子

吹上支所副支所長	新井 巳代子
川里支所副支所長	松村 洋充

書記 篠原 亮  
藤平 美由紀

(開議 午前9時05分)

(委員長) それでは、ただいまより本日の会議を開きます。

初めに、学校支援課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

(学校支援課長) 昨日加藤委員さんから外部人材活用事業における中学校部活動の外部指導者とゲストティーチャーの人数についてご質問をいただき、運動部活動の外部指導者を48名、ゲストティーチャーを小学校が延べ507名、中学校が延べ109名、合計616名と申し上げましたが、訂正がございます。運動部活動の外部指導者は48名でございますが、そのほかに文化部の外部指導者が5名おりますので、平成28年度の部活動外部指導者は合計53名でございます。ゲストティーチャーにつきましては、昨日申し上げた数字は平成27年度のものでございます。現在平成28年度の集計をしているところでございますが、ほぼ平成27年度と同様の人数になる見込みでございます。おわびして訂正させていただきます。以上です。

(委員長) 次に、保育課長から発言を求められておりますので、許可いたします。

(保育課長) 同じく加藤委員さんからのご質問で、公立保育園8カ所の医師と歯科医師、きのうは全て違う方ですというふうにお答えしたかと思うのですが、訂正がございまして、鴻巣保育所と鎌塚保育園が内科健診のお医者さんが同じ方というふうになっております。これは、医師会に相談を毎年しておりまして、医師会のほうで割り振っていただきまして、そのようになっています。訂正しておわび申し上げます。よろしく願いいたします。

(委員長) 訂正についてはご了承願います。

それでは、質疑に入ってまいります。ほかに質疑はありませんか。

(芝罘) おはようございます。29年度予算、歳出のほうからご質問いたします。

137ページお願いします。民生児童委員活動支援事業の中の民生委員推薦会委員報酬9人分、5万円とありますけれども、昨年12人だったので

けれども、来年度の減少の理由をお聞かせください。

（福祉子ども部参事兼福祉課長）民生委員につきましては、昨年の11月30日をもちまして一斉改選がございました。その関係で、民生委員推薦会委員報酬につきましては、開催回数のほうを、一斉改選終わりましたので、1年に1度もしくは臨時的な追加で民生委員さんの追加の委嘱ですか、そういったものに必要な部分の報酬を見込んであるということでの減額になっております。

（何事か声あり）

（福祉子ども部参事兼福祉課長）人数ですか。

（何事か声あり）

（福祉子ども部参事兼福祉課長）失礼しました。推薦会のほうが人数のほうが9人となっております。そのうち1名が福祉子ども部長が入っておりますので、実際に委員報酬を払う方が9名ということで、前回規定の中で……

（何事か声あり）

（福祉子ども部参事兼福祉課長）12だったですか。今回実際の人数、委員を委嘱している人数に合わせたという形で9名分の予算を確保したということでございます。

（芝寄）昨年も12名のうち1名が部長で、11人が推薦会委員ということでよろしかったですか。来年度は、9名のうち1名が部長で、8名が推薦会委員という、8名ということで認識してよろしいのですか。

（福祉子ども部参事兼福祉課長）推薦会の委員が29年度が全部で10名なのです。（P27人数の訂正あり）前回は12名という定員枠であったのですが、実際には10名だったと思います。12名以内ということだったのですかね。実際に10名しか委嘱していなかったということがございます。10名のうち1名、福祉子ども部長が入っておりますので、実際に報酬を支払ったのは9名分ということで、実際の委員数に今回予算を合わせた形になっております。

以上です。

（芝寄）具体的にこの会の活動内容を教えていただきたいのですけれど

も。

（福祉子ども部参事兼福祉課長）民生委員の推薦会につきましては、一斉改選のときには各地区の自治会長の方から推薦書をいただきまして、その前に担当の方あるいは地区の民生委員の会長さんとも、新しく民生委員になれる方については面接を行っております。人柄等を見まして、そういったことを推薦会のほうに書類審査と、あと面談で人柄についてどうだったということをお伝えして、推薦会のほうで承諾をいただくというような決まりになっております。市の推薦会を通った者を埼玉県の推薦会に上げていくというような形式になっておりますので。

以上です。

（芝寄）わかりました。

次のページ、139ページ、生活困窮者自立支援事業ということで、この中できのうの説明だったと思うのですけれども、生活保護者に至る前の支援ということなのですからけれども、実際どのような具体的な支援を行っているのかということをお聞かせ願います。

（福祉子ども部参事兼福祉課長）まず、生活困窮者ということで、こちらが平成27年度から始まった事業でございます。新しく社会福祉協議会に生活困窮者の相談自立支援センターということで委託をして、そこに窓口を設置しております。そちらのほうでは、主に生活が苦しい方の相談を聞いていただくということで、27年度の相談件数が243件ですか、28年度につきましては、まだ1月の末までということで相談件数のほうは148件という状況でございますが、相談を受けまして、必要な方にはそういった自立支援プランを策定しまして、その方に必要な支援措置ですか、そういったもののプランを作成して支援をしていくというような状況になっております。

以上です。

（芝寄）そうしますと、相談と支援学習事業ということで、実際にお金のごことで支援するということではないということですか。

（福祉子ども部参事兼福祉課長）生活困窮者の自立支援事業の中には、学習支援事業と、また相談支援事業と、幾つかメニューがございまして、

予算書の139ページのほうごらんいただきたいのですが、自立相談支援事業委託料、こちらについては社会福祉協議会のほうに委託している部分でございます。その下の学習支援事業委託料、こちらについてはアスポーツといいまして、正式には彩の国子ども・若者支援ネットワーク、こちらのほうに委託をしているところでございます。ですから、委託事業としてこちら2本の事業があるということです。そのほかに住居確保給付金ということで、失業によりまして住居を失う恐れ、あるいは住居を失ってしまうというような方につきましては、この住居確保給付金という事業がございまして、家賃相当分を3カ月間にわたって支援するというような制度もございます。お互い、生活困窮者の相談支援事業と社会福祉課のほうでやっております生活保護の相談窓口と、両方窓口を設けることによりましてそれぞれ別の、生活保護の必要な方については必要な案内をしているということで、相談支援事業で自立できる方、社会福祉協議会でやっています一時的な借り入れで済む方についてはこちらのほうをご案内したりとか、いろんなその方に合った支援をしているということでございます。

以上です。

(福祉こども部副部長) それにつけ足しまして、生活保護の場合は、これは生活保護費の支給という、そういう手段なのですが、生活困窮者自立支援事業の最大の特徴は、あくまで人的支援だと。全てにわたって人的支援を行う、そういう事業でございます。

以上でございます。

(芝寄) そうしますと、自立相談支援事業委託料で1,200万というのが、相談とかアドバイスとかいう内容だとは思うのですが、その割には何か私高いような気がするのですけれども、何名の方がこれに従事して、二百何件昨年あったと今言っていたのですけれども、1,000万を超えるということは、ちょっとそれ多いのではないかなと感じるのですけれども、どうでしょうか。

(福祉こども部参事兼福祉課長) 社会福祉協議会のほうに委託しております自立相談支援事業につきましては、正職員1名の人件費、また事務

職員2名の人件費ということで、人件費が、先ほど副部長からありましたように、人的支援が主なものでございますので、人件費が大きなウエートを占めるということで、3人分の内容としては人件費でございます。以上です。

（芝寄）次に行きまして、151ページお願いします。真ん中、障がい者スポーツ・レクリエーション大会開催事業、この内容を具体的にちょっとお願いいたします。

（福祉こども部参事兼福祉課長）スポーツ・レクリエーション大会につきましては、10月の土曜日なのですけれども、総合体育館のアリーナにおきまして、障がい者スポーツ・レクリエーション大会というのを開催しております。こちらについては、障がい者の方もしくはそのご家族の方あるいはボランティアの方にレクリエーションを半日頼んでいただくというようなことで、内容としましては卓球、バレー、あるいはフライングディスクで的を射るような、玉入れですとか、そういったスポーツ、レクリエーションを半日楽しんでいただいているという状況です。28年度の参加者でございますが、こちら参加者数が72名、またボランティアの方が14名参加していただいて、スタッフのほうも15名の参加をいたしております。

以上です。

（芝寄）わかりました。

続きまして、159ページ、国民年金制度周知啓発事業、下から2個目ですか、印刷製本、これパンフレットか何かだと思っておりますけれども、これ成人式とかに配っているものでしたっけ。何に使っている本でしょうか。

（国保年金課長）国民年金制度周知啓発事業につきましては、新規で入りになる国民年金の加入者に対して、情報紙「情報満載あなたの年金」だとか「こんにちは、国民年金」といったものの冊子、パンフレットを配布する事業でございます。購入部数につきましては、それぞれ2,000部及び1,000部というような形で予算のほうはとらせていただいております。

以上です。



(芝寄) 年々年金のほう納めている人も徐々に減っているというふうに認識しているのですけれども、啓発事業でやっぱり効果はあるとお思いになっておりますでしょうか。

(国保年金課長) こちらの啓発事業につきましては、窓口で配布する分になります。納付される方もしくは免除申請という形で出される方、それぞれいらっしゃるかと思います。この国民年金事業につきましては、国からの事務委託をいただいておりますので、正確な数字的にはちょっと出ていませんけれども、鴻巣市につきましては納付率もしくは口座の利用率という部分については、大宮管内では上位に位置しているというふうに報告のほう受けております。

以上です。

(芝寄) そのページの一番下、移ります。川里ふるさと館ボイラー管理委託料、これボイラーということなので、空調のことでしょうか。

(長寿いきがい課長) 川里ふるさと館のお風呂のボイラーになります。以上でございます。

(芝寄) わかりました。では、いいです。

161ページ、一番上の高齢者福祉センター改修事業の中で、改修はいいとして、備品購入440万、今回どのようなものを予定しているのかお聞かせ願います。

(長寿いきがい課長) こちら備品購入費になりますけれども、ひまわり荘の空調機になります。空調機の更新という形で、取りかえるということで備品購入で計上させていただいております。

以上でございます。

(芝寄) わかりました。

321ページ、特色のある学校づくり推進事業補助金ということで、先日のうですか、蛍だとかいろいろやっているということ説明があったのですけれども、全校を対象ということで、全校一律の金額を配分しているのですか、それとも要望があった中で学校によって、だからやることによって値段が違うとは思うのですけれども、そういうことなのでしょうか。

(学校支援課長) 特色ある学校づくりの事業につきましては、一律ではございません。学校から要望、計画書等を教育委員会のほうに出していただいていますので、学校のどういう教育活動をするかによって教育委員会のほうで精査いたしまして、傾斜配分をつけております。

以上でございます。

(芝罘) 蛍やっているとところも何校か私知っているのですけれども、大変いいことだと思えるのですけれども、この補助金を何に使っているかわからない学校もあるかとは思えるのですけれども、見当たらないところもあるのですけれども、年度末とかに学校に見に行ったり確認したり、どのような成果が上がっているかという報告とか上げさせているのでしょうか。

(学校支援課長) 基本的には、学校から事業報告のほうを出していただいています。その中でどういう活動をしているかというのは教育委員会のほうで把握させていただいております。

以上でございます。

(芝罘) わかりました。

次のページ、次の323ページの学校花いっぱい運動事業、これも全校でしょうか。それで、均一な金額で配分しているのかというのを聞かせてください。

(学校支援課長) こちらも特色ある学校づくりと同じでございます、全校に補助金は出しております。また、やはり同じように学校から計画、要望等を出していただいていますので、それに基づきまして教育委員会で精査して、傾斜配分をつけております。

以上でございます。

(芝罘) ちなみに、昨年度で一番低い金額と、一番要望出したというか、使った金額を、どこどことは学校名はいいですから、その差がどのくらいあるのかお聞かせください。

(学校支援課長) 平成28年度の数字でございますが、一番少ない学校ですと9万円です。一番多い学校ですと16万円です。

以上でございます。

(芝寄) わかりました。

327ページお願いいたします。これ、済みません、前も聞いたかどうかちょっと定かでないのですけれども、下から10行目ぐらいの学生ボランティア謝礼。ボランティアなのに何で謝礼が出るのかという単純な気持ちになるのですけれども、どうなのでしょう。

(学校支援課長) 大学生のボランティアでございますので、基本的には謝礼という形では委員さんのおっしゃるとおりだと思っておりますが、交通費あるいは昼食費等に充当する額として出しております。

以上でございます。

(芝寄) そうすると、これ何か謝礼というより経費という形のほうでやったほうが誤解を招かないのかなとは思っておりますけれども、個人的な意見なのですけれども、この募集の仕方ってどのようにやっているのでしょうか。

(学校支援課長) まず、学校のほうで教育実習等をした大学生などが学校から教育委員会のほうに推薦されてくるパターンがございます。あとは、チラシ等を見て直接教育委員会のほうに応募なさる大学生の方もいらっしゃいます。

以上でございます。

(芝寄) わかりました。

333ページお願いします。真ん中下ほど、小谷小、北小キュービクル改修工事2,880万ということで、恐らくこれ変圧器のことかなと思っておりますけれども、何年ぐらい使用したものの、改修というか、交換なのでしょうけれども、どのくらい使用したものののでしょうか。

(教育総務部副部長兼教育総務課長) 北小のキュービクルの交換という形になります。こちらにつきましては、昭和47年に学校ができたときに同じくつくったものということで、四十四、五年経過しているという、そういう状況のキュービクルです。

(芝寄) 変圧器となるとPCBが含まれていると思うのですけれども、それは処分代もこれに入ってきているのですか。

(教育総務部副部長兼教育総務課長) PCBについては、おおむね製作

年度で入っている、入っていないというのはわかるのですが、最終的に抜き出したときに油の抽出試験をしまして、それで入っていれば保管をするという、PCBについてはその場ですぐ含有量に応じて処分はできないものですから、保管をして、それで後から処分するという形になります。処分できる濃度以下であれば工事の中で処分をするという、そういう形をとっています。

(芝罘)もうこの年代だと九分九厘間違いなく入っているはずなのです。PCBの処理ってやっぱり高額なもので、量問わず、この中でも2,880万という、結構高額なので、入っているのかなというふうに思ったのですが、ではもし出てくればまた別の予算組みをしなくてはならないということですか。

(教育総務部副部長兼教育総務課長)学校のPCBについては、一応あった段階で保管をして県のほうに報告するという、そういう形の手続をとっています。それで、処分については、自由に処分はできないものですから、PCBについては、昨年度ですか、市役所のほうと教育委員会のほうで一部あわせた形で処分したのですが、まだ全校ちょっと処分できていないものですから、学校については予定では29年度いっぱいぐらいにその辺の、PCBが入っているか入っていないかを全部確認をしまして、それで30年度以降予算計上してまとめて処分というような形で今考えています。

(田中)おはようございます。

まず最初に、9ページなのですが、債務負担行為の上のほうなのですが、健康診査にかかわる結果表作成等業務と健康診査にかかわる受診券発送業務委託ということなのですが、これ業者に頼んでいるというふうに見受けられるのですが、こういった業者に頼んでいるのかというのをまず聞きたいのですが。

(国保年金課長)こちらの健康診査に係る結果表及び下段の受診券につきましては、後期高齢者の健康診査に係るいわゆる受診票、個人に送る受診券及び医療機関のほうで検査結果を記入する受診票という形になります。こちらを債務負担行為にしたということは、実は国民健康保険の

特定健康診査に準じて実施しているもので、こちらが平成30年度から35年度にかけて第3期の特定健診の計画見直しという部分があります。その部分で、健診内容及び実施方法が変わってくるものですから、29年度に契約をして、30年度に納品をしていただく。通常であれば、前年度にその部分については作成をしてという手順をしているものですが、この作業が年度をまたぐというような可能性があるものですから、今回債務負担行為という形で計上させていただくような形をとらせていただきました。

以上です。

（田中）ちょっと質問は、一応業者というか、それをどういったところに頼んでいるかということです。

（国保年金課長）失礼しました。業者のほうは、通常は印刷業者のほうに、あくまでもプリントの部分を依頼しているものですから、プロポーザルだとかそういった形の中で印刷業者のほうを選定するというふうな予定でいます。

（田中）そこで、個人情報とかの保護に関しては、どのようにセキュリティーというか、しているのでしょうか。

（国保年金課長）こちらの業務につきましては、あくまでも印刷という部分になりますので、個人情報は自庁での印刷になってきます。これを発送までという形になった場合は、これは個人情報の部分に触れてきますので、守秘義務等ありますから、契約の中に盛り込むというような手順を踏みたいと思っております。

以上です。

（田中）それでは、ちょっと時間の関係もありますので、次に行かせてください。

145ページです。福祉タクシー、自動車燃料費助成事業ということなのですが、これの年間の支給額、支給量というか、ちょっと聞かせてください。

（福祉こども部参事兼福祉課長）福祉タクシーの券の年間支給量につきましては、730円ですか、初乗り運賃の730円の券が年間で12枚というこ

とでございます。

燃料費につきましては、利用券 1 枚につき 700 円ということで、一月 1 枚で、年間 12 枚ということで交付をしております。

以上です。

（田中）金額的には、なから同じぐらいの額ということですが、今ハイブリッド車が普及されてきて、病院だけに行くとすると、ガソリン券だとリッター 30 キロ以上走る車だと少し残るといふ部分もあるかと思うのですが、その辺余りどの部分で使ったというのはちょっとわからないですけれども、その辺というのはお任せという形になっているのでしょうか。

（福祉こども部参事兼福祉課長）ガソリン券につきましては、日常生活に寄与する自動車の運行に係る燃料費ということでございますので、病院の診療にかかわらず、対象者の方が仮に運転できない場合でもご家族の方が運転して病院に通ったり、あるいは買い物をしたりとか、そういったことをご利用いただいていると考えております。

以上です。

（田中）次に、147 ページ、下のほう、障がい者移動支援事業ということなのですが、付き添いみたいな形だと思っておりますが、この内容についてちょっとお聞かせください。

（福祉こども部参事兼福祉課長）こちらの事業につきましては、障害者総合支援法によりまして、市に義務づけのある地域生活支援事業の一つということでございます。障がい者の社会参加を促進するための事業ということで、利用料金の 1 割を利用者の方に負担をいただきまして、各事業所のほうに、移動支援事業の幾つか、NPO ですか、あるいはほとんど有限会社でやっている、あるいは株式会社でやっている場合、いろいろありますけれども、そういったところで月利用上限額が大体 20 時間ぐらいまで 1 人当たり利用できるサービスでございます。病院に通うときですとか、やはり買い物に利用されている方とか、いろいろといらっしゃると思います。

（田中）今の説明ちょっとわかりづらかったのですけれども、誰か付き

添いとかということに頼んだこと、内容的にそういうことなのではないかなと思って聞いたのですけれども、それでそういう人に対する費用が幾らだよと、あと交通であれば交通費は利用する人の負担になるとかって、その辺のちょっと内容が聞きたかったのですけれども。

（福祉子ども部参事兼福祉課長）失礼いたしました。あくまでも障がいを持っている方が買い物したり、病院に行ったりする場合の付き添いの支援ということでの移動支援事業ということになっておりまして、車につきましてはタクシーを利用したりとか、あるいは福祉有償運送ですか、そういったものをご利用になる場合とか、さまざまな形で、通常ですと散歩ですとか買い物ですとか、歩いて行かれる場合の付き添いも含まれております。

以上です。

（田中）ちょっと余りしつこく聞いていると時間がなくなってしまうので。

次に、151ページお願いします。真ん中よりちょっと上の手話通訳者設置及び派遣事業なのですが、よく手話通訳、障がい者関係の催し物だと必ずと言っていいくらいいらっしゃるのですけれども、その他でも何かの催しとかに手話通訳者いらっしゃると思うのですが、これはそういう必要とする方がいることがわかっているのか、それともそういう依頼とかがあるのか、いそうだなと出して出ているのかって、その辺の内容を、どういうことを対象にして手話通訳者を派遣しているのかお聞きします。

（福祉子ども部参事兼福祉課長）昨年4月に障害者差別解消法が施行されまして、聴覚に障がいのある方のために手話通訳者を派遣する事業がございます。こちらについては、市の事業であれば聴覚障がい者からの申し込み、要望があればそういったイベント等にも派遣をするということになっております。また、他団体の主催の事業にもし聴覚障がいの方が、イベントですとちょっと娯楽的な要素も入るものも中にございますので、そういった場合については主催する団体の方に、できれば主催者に派遣を、手話通訳者をつけていただきたいということを派遣事務

所のほうから依頼あるいはお願いをすることもございます。

以上です。

（田中）次に、153ページをお願いします。シルバー人材センターの助成事業なのですが、このお金というのとはどんなことに対して補助金を出しているのかということです。

（長寿いきがい課長）このシルバーの補助金の内容と申しますと、定年退職後の高齢者の就業機会の増大と福祉向上を図り、高齢者の能力を生かし、活力ある地域づくりへの寄与を目的として設立されたシルバー人材センターへの育成、それと援助を行うということを前提にして補助しております。

以上でございます。

（田中）具体的にどういったことに対して出しているのかということなのですが。

（長寿いきがい課長）まず、運営費といたしまして人件費、それから管理費、それから事業費といたしまして、シルバー人材センターの基盤拡大事業あるいは高齢者の活用・現役世代雇用サポート事業ということで、その2つの事業に充当しております。

以上でございます。

（田中）人件費ということで、事務局長とかの人件費なのか、あとは事務局長ともう一名、理事長ですか、のそういった金額なのかということがちょっと知りたかったのですけれども、いかがですか。

（長寿いきがい課長）済みません、内訳がちょっとございませぬ。改めさせて回答させていただきます。済みません。

（田中）次に、155ページ、敬老会開催事業なのですが、1人2,000円の掛ける人数ということなのですが、たしかそのほかにも会場費とか何か、多少多分出るかと思うのですが、それ以外の支出というか、金額をちょっと教えてください。

（長寿いきがい課長）先ほどの委員さんのご指摘、2,000円掛ける人数のほかに、あと会場借り上げ料、それから附属設備の借り上げということで、2万5,000円掛ける4団体を見込んで予算組んでおります。またそれ



から、敬老会で看護師を置いております。その方の賃金を、若干名、8回分ほど計上しております。金額にいたしますと、会場借り上げ料については2万5,000円の4団体、10万円、それから看護師の分については5万1,480円という形でございます。

以上でございます。

(田中) 今地域開催になっているので、看護師というのはどこが、呼んだところに対してということだとは思いますが、ちょっとその辺。

(長寿いきがい課長) 通常は、市の職員も行っておりました、私どものほうの保健師もおりますので、それで足りている部分はそこで対応させていただいて、あとご要望のあった地域に対しまして随時不足のあったものについては看護師さん派遣していただいているということでございます。

(田中) それでは次に、163ページ、青少年子育てふれあい体験事業なのですが、多分これ中学生と赤ちゃんとの触れ合いということでもちょっと説明を受けておると思うのですが、よくよその地域なんかでも何かやっていて、テレビでも見たことあるので、その赤ちゃんというのはどうやって、手配というのではないのですけれども、しているのかって、ちょっとそれが気になったので、お聞きします。

(こども未来課長) 委員さんのおっしゃられる赤ちゃん、親子で来ていただく方どうやって手配しているのかということのご質問でよろしかったでしょうか。

(田中) はい。

(こども未来課長) それにつきましては、子育てサロンですとか、親子でサロンに遊びに来ている方、そういった方たちにもお声がけをさせていただいたり、あと広報、ホームページですとか、そういったところで募集をかけたり、そういったことで親子で、ゼロ歳児、1歳児ぐらいの赤ちゃんを育てている方に参加を呼びかけているところです。

以上です。

(田中) 次に、165ページのこども医療費支給事業なのですが、今回というか、3人目の18歳までの医療費も含まれての予算だと思うのですが、

そこのふえた、新たに加わった3人いらっしゃる方の18歳までの予定金額というか、その辺の追加されている部分について、金額を教えてくださいと思います。

(こども未来課長) 多子世帯に対する医療費の分ということですがけれども、それにつきましては29年度、この予算の中では一応420万ほど見込んでおります。

以上でございます。

(田中) ありがとうございます。

次に、181ページ、放課後児童クラブ整備事業についてなのですが、たしか南小のところの関係だと思っておりますが、前にあった法務局の使っていた跡地というのはどこが今現在所有しているのか。あれたしか市ではなくて、国のほうからなっているのですけれども、その後の使用について。前、富士見保育所か何かでの駐車場に使ったことあるのですが、あれは持ち主がどこなのだからというのをちょっとお聞きしたいのですが。

(福祉こども部長) ……。払い下げにより市のものになっているというふうに私ども認識しておりますが、間違いがあってははいけませんので、確認をさせていただきます。

(田中) 次に、183ページ、私のほうでちょっと勘違いしている部分もあるかもわからないのですが、母子家庭等対策総合支援事業ということで、何かひとり親家庭とかの支援、何か塾ではないのですけれども、勉強を教えに行くとかというような内容だったと思うのですが、勘違いでなければ、そのときの先生というのはどこの人が行っているのかというのをちょっと知りたかったのですけれども。

(こども未来課長) こちらにつきましては、183ページの13の委託料というところで、ひとり親家庭等生活向上支援事業委託料というもので、学習支援のほうを行う予定となっております。こちらにつきましては、先ほど福祉課のほうからの答弁のほうもありましたけれども、学習支援と一緒にやらさせていただくことになっております。そのうちのひとり親家庭の中学1年生から中学3年生までを対象として学習支援をしようという事業になっております。先生といいますか、指導者といいますか

か、それらにつきましては学生のボランティアですとか、そういったものも含まれております。あとは、例えば学校の先生を退職されたOBの方ですとか、そういった方々も含まれているというような形になるかと思えます。

以上です。

(田中) ありがとうございます。

次に、185ページの病児保育事業なのですが、これってちょっと、申しわけないのですけれども、利用者負担というのがあったのかどうかというのをちょっと確認したいのですけれども。

(保育課長) 利用者負担ございます。1回2,000円ということでやっております。

(田中) それでは次に、187ページ、各それぞれの保育所の嘱託医報酬というのが載っていたと思うのですが、各保育所、先ほども前の委員か何か、加藤委員の説明にあったかと思うのですが、私がちょっと聞きたいのは、内科医と歯科医合算で書いてあるのですが、金額の内訳、これは教えられないのかどうかわからないのですけれども、教えられるのでしたら内訳を教えてくださいなのですが。

(保育課長) 内科医が11万6,000円です。それから、歯科医が10万9,000円です。

以上です。

(田中) それでは次に、217ページ、日曜祝日診療助成金、これもちょっとまた変な質問で申しわけないのですけれども、よく当番医の、個人の医院と病院というときもあると思うのですが、要するに内科、外科一緒にいたり、大概内科だとか外科はどこというような案内で分かれてはいるのですが、個人でないところに対しての料金と個人の医者の方の料金というのは差があるのかどうかということをお聞きしたいのですが。

(健康づくり課長) 個人医院と病院との差ですけれども、差はございません。

(田中) 次に、225ページ、健康づくり部長が議会でも答弁していたように、健康ウォーキングポイント事業の効果があったということで、金額

まで何かおっしゃっていたような気がするのですが、1人当たり1カ月6,500円でしたっけ、そんなような話があったと思うのですが、何の病気に対しての効果があったかということなのですが、お願いします。

(スポーツ健康課長) 医療費の関係でございますけれども、1人当たり月平均で6,391円の抑制効果があったというふうにさせていただいておりますのは、健康長寿毎日1万歩運動のほうに参加をいただきました165名、平成27年度についてはいらっしやったのですが、その中に国保の加入者が103名いらっしやいました。そのうち前年度に医療機関の受診がある方が95名いらっしやいまして、その95名に対して、参加者1名につき、年齢ですとか性別、それから前年度の医療費が近い方、参加していない方を3名抽出をいたしまして、参加者95名と対象者285名の平均値をこの毎日1万歩運動に参加していただいた方と、それからしていない方のその後の医者にかかった医療費が、参加されていない方はだんだんと右肩上がりに上がって行って、参加されている方については、極端に減ることはないのですが、ふえなかったというところで、最終的に平均1人当たり6,391円の差がありましたということで、抑制効果があったというふうにさせていただいております。

(田中) 申しわけないです。何の病気に対して、血压だとか心臓だとかその辺は、わかっている範囲でお願いします。

(スポーツ健康課長) 何科にかかったとか、そういったことについてはまでは調査はしてございません。あくまでも国保の医療費のかかった金額というところで調べさせていただいております。

(田中) それでは次に、233ページです。賄い材料費というのがあるのですが、コウノトリの里づくり事業で……

(何事か声あり)

(田中) だめなの、これ。

(委員長) 地域活性化……

(田中) 地域活性化特命チーム、これだめか。わかりました。では、321ページ。

(委員長) 321ですね。

(田中) はい、321。外国語指導助手配置事業なのですが、これいつも思うのですけれども、これって外国人でなければだめということはあるのでしょうか。よく日本人でも英語堪能な方がいらっしやったりするので、そういう方というのは使われたことがあるのかどうかということです。

(学校支援課長) 外国語指導助手配置事業につきましては、その目的につきまして、21世紀を担う子どもたちが心豊かな国際感覚を身につけることを目指し、ALT等を配置することも目的としておりますので、基本的には日本人ではなく外国人の方にお問い合わせをしたいと考えております。

以上でございます。

(田中) では、次に335ページ、小学校給食運営事業、中学校でもいいのですけれども、中学校もあわせて聞きたいのですけれども、アレルギー対応というのはどういうふうに行っているのかということです。

(中学校給食センター所長) まず、小学校につきましては各自校式で、中学校はセンター方式なので、対応する範囲というのは若干違っております。基本は、健康管理票を毎年4月に出していただいて、アレルギーのあるお子さんにつきましては、お医者さんの判断のもと、診断書を出していただいて、その上での対応となります。各学校には養護教諭の先生もおいでになりますので、その方と担当の栄養士と一緒に保護者の方と面談をさせていただいた上で、どういったものが除去すべきかとかということを大体年度初めに決めさせていただいて、それぞれの子どもに対応をするようになっております。お子さんの程度にもよりますが、完全に除去しないとだめなお子さん、こういうものは大丈夫ですというふうなお子さん、それぞれありますので、その状況を判断して、聞いた上で栄養士が委託している調理師のほうにこういうふうにして調理を出してくださいという指導をしております。残念ながら中学校のセンターにおきますと、一つ一つの対応ができないものですから、保護者の方に献立が決まった上で来月はこういうものを出しますというものをお話をし、除去食に当たるような、アレルギーに当たるようなところには全てチェックをした上で、こちらのものが入っているということで、

お子さんによってはお弁当をお持ちいただくこともありますし、ご自分で出していただく、取っていただくということもございます。各小学校ではそういった形で除去食を提供している場合もありますし、かわりのものをお持ちいただくこともあります。

(田中) ありがとうございます。

以上です。

(委員長) 以上でよろしいですか。続けないということで、終了。だから、今は時間ですけれども、まだあるのですか、ないのですか。

(田中) …… あれば。

(委員長) では、まだちょっと残っているということですね。

では、次の方をお願いしたいと思います。

(竹田) ちょっと聞き方として、済みません、137からずっと、これは民生費の中のところで、いわゆる障がい者に係る部分が社会福祉の中でいっぱいあるのですけれども、前年度と比べて減額になっている部分がありますよね。例えば地域権利擁護の事業が300万だったのが122万9,000円になったりとか、遺族会の補助が39万7,000円だったり、19万だったりとか、肢体不自由者のための補助金が半分になっているとか、重度心身障がい者手当も減っているとかという、前年度と比べて減っているのが幾つかあるのですが、これは何を根拠にとか、例えば実績に基づいて減らしたとかいうのを含めて、それからあと政策的な展開があるのかどうかちょっとお尋ねしたいと思います。

(福祉こども部参事兼福祉課長) 平成28年度の予算と29年度の当初予算比べまして、減額になっている社会福祉事業あるいは障がい福祉事業につきましてかなりございます。本数にして20本弱ぐらいございます。その中で、先ほどのご質問のありました地域福祉活動事業ですか、こちらが177万1,000円減額になっております。こちらについては、市民後見人の育成事業の減額でございまして、当初28年度からのこれ県の新規事業ということで、1市町村当たり上限300万ということで補助申請をいたしましたけれども、対象外の経費もあるということで、交付決定通知が県のほうから参りまして、主に削られた部分が人件費の部分ですとか、あ

るいは備品購入の部分ですとか、そういったものもろもろございまして、177万1,000円が権利擁護の人材育成事業ということでの市民後見人育成に係るものが減額になっております。

それと、その下ですと生活困窮者の自立支援事業、こちら353万4,000円ほど減額になっておりますけれども、こちらについては生活困窮者の学習支援事業につきまして、今回新たにこども未来課のほうの事業と一体的に実施するという事になっております。こちらが……。いいですか。では、そちらの今まで1つの事業でやっていたものを2つの事業あわせて一体的に実施するという事で、総事業費につきましては800万ということで増額になっておりますけれども、生活困窮者に係る部分の学習支援事業については減額になったということでございます。

かなりありますが、障がい者の支援施設管理運営事業384万7,000円ほど減額になっております。こちらについてポプラ館の指定管理料というようなことで、障がい者施設があしたば作業所第1、第2、太陽の家とポプラ館と4館ほどございますけれども、ポプラ館のほうだけ経営が赤字ということで、指定管理料で補っていたわけなのですが、社会福祉協議会の協議が調いまして、こちらにつきましては4施設全体で収支を見ますとプラスになりそうだというようなことで、こちらのほうは減額となっております。あとまた経営改善も実施していくという事になっております。

(竹田) ごめんなさい。今一つ一つお聞きすると持ち時間がなくなってしまふので、ちょっと私の聞き方が悪かったのかもしれないのですけれども、基本的には減らされた分が今いろいろな事業をやっているところに不利益が生じているのではないかというちょっと懸念があったものですから、あえて聞かせていただいたのですが、基本的に不利益がなければいわゆる実績に基づいてやったとかということでお答えいただければというふうにちょっと思ったものですから、それから事業名が変わったとか、ほかのところとかというのでお答えいただければなというふうにちょっと思ったものですから、ご丁寧に説明はしていただいたのですけれども、不利益はないということと実績に基づいた部分、不利益が生じ

ている部分がありますか。

（福祉子ども部参事兼福祉課長）障がい者の手当関係ですとか医療費の助成ですとか、そういったものにつきましての減額は実績に基づいたものの減額ということで考えております。ですから、不利益になるといったものはこちらではございません。

以上です。

（竹田）わかりました。

では、そういう中で難病患者手当ですけれども、そもそも減らすときに対象者が5倍になると。だから、5,000円から1,000円にしていいのだということで減らしているのですけれども、5倍になるべき難病患者手当は前年が8,400万ですけれども、29年度もやっぱり8,400万なのですか。

（福祉子ども部参事兼福祉課長）1桁少なくても840万です。平成28年度、29年度とも840万ということです。条例改正する前は4,000万円ぐらいの予算計上しておりましたが、条例改正によりまして減額になっております。

以上です。

（竹田）ごめんなさい。数字間違っていましたけれども、840万なのね。私の言いたかったのは、受給者が5倍になるから減らして1,000円にしたのだということだったら、本来受給者がふえるのだったら支給額もふやしていいのではないかと。だけれども、前年と同じということは皆さんが説明していた根拠というのは違うのではないのですかということをお願いいたくてあえてこの質問をしています。

（福祉子ども部参事兼福祉課長）難病患者手当につきましては、何度もご質問いただいているところでございますけれども、5,000円の手当を1,000円に27年の1月から減額をしているということでございますが、国の試算に基づいて1.9倍にふえるということは当初ございましたけれども、そればかりの理由でなくて、難病に関する医療費で自己負担が3割から2割に軽減されたり、あるいは6万円の手当が埼玉県で一番多かったというようなことで、近隣の市町村とのやっぱり兼ね合い、あるいは総合支援法のサービスが毎年1億円以上伸びておりますので、そういっ



た総合的に障がい者の福祉を考えて、継続的に障がい者福祉を維持するためには減額もやむを得ないということの条例改正であったと記憶しております。

以上です。

（竹田）わかりました。それは、議論してもしょうがない。

159ページの国民年金の制度周知ですけれども、消費税が上がるときに受給資格を今まで25年だったのですけれども、10年にするよということで、いよいよことしの8月に施行されて、9月分の支給から、9月分の支給ということは10月に、制度変わってこれまでもらえなかった対象者がふえるようになるのですよね。そういうことでの、国が決めたことで、社会保険庁が基本的にはやると思うのですけれども、そういう部分も含めて先ほどの周知の中身というのはこの印刷製本費の中には含まれるのでしょうか。

（国保年金課長）ご質問の国民年金の適用拡大というか、10年になるという、こちら現在社会保険事務所のほうでその該当者の方に個別に通知するという部分がございます。それ以外に、各広報だとか、当然ホームページとかいう形にも載せていくかと思うのですが、これについての指示というのは、現在のところ年金事務所のほうからこちらのほうに指示等はまだ入っておりません。購入するパンフレットにつきましては、当然その部分が盛り込まれたパンフレットを購入する予定でいますので、加入される方もしくは窓口に来た方については制度の部分はご説明はできるとしております。

以上です。

（竹田）これは、全会派国会でも一致して短くなって、世界の中でも非常に受給資格の期間が長かったということもあるから、当然のことだと思うのですけれども、やはり先ほどの加入を促進していく上でもこの制度はぜひ市独自にもやっていただきたいなということをお願いしておきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

続いて、163ページの子育てサロンについても、前年度が849万4,000円だったのですけれども、732万2,000円になっていて、受託も1カ所になっ

ているのです。これは、どういうふうな形に制度を変えたのかをお聞きしておきます。

(委員長) 場所はわからない。

(竹田) ごめんね。161ページです。161ページの子育てサロン、私163と言ってしまった。ごめんなさい。161です。済みません。

(こども未来課長) 子育てサロン事業のことでよろしかったでしょうか。

(竹田) そうです。

(こども未来課長) 委託料が下がっているということですか。

(竹田) そうそうそう。

(こども未来課長) 平成29年度、予定なのですけれども、子育てサロンを委託する箇所が全部で5カ所ございます。場所等につきましては、児童センターですとかエルミこうのす等で開催している子育てサロンですけれども、箕田と田間宮、あたご、コスモスふきあげ、それからエルミこうのす、その5カ所につきまして委託するものでございます。なぜ下がったかといいますと、28年度の当初予算では新規で1つ委託を予定していたのですけれども、今年度1月から新たに1カ所委託をしたわけなのですが、年間の予算を組んでいたものですから、その辺がずれが生じまして減額ということになっております。

(竹田) 続いて、169ページの放課後児童クラブの件ですが、放課後児童クラブも非常に子どもたちの人数がふえて、小学校6年生まで受け入れてくださっているというの非常にありがたいことですけれども、資料見ますと2次決定の申請だと馬室の放課後児童クラブは面積からしたら定員が62人なのですけれども、おとしプレハブを増築していただいたのだけれども、実際にはもう63人でどうも目いっぱいになっている状況ですよね。そういうところでは今後どのように対応しようとしているのか伺います。

(保育課長) 放課後児童クラブにつきましては、確保方策方針といたしまして、まず学校の中に余裕教室がある場合には学校の中に入ることがまず一番に考えられることです。その次に、使える公共施設がありましたら公共施設を活用すると。それでも難しい場合には、民間活力

を利用するというようなことで現在整備のほうを進めております。  
以上です。

（竹田）ということは、馬室はプレハブをつくって、それからまだ愛里巢のところでやって、それがプレハブできてよかったなというふうにちょっと思っているのですけれども、それでもまだ足りないのよね。というふうにちょっと私受けとめたのですけれども。

（保育課長）面積につきましては、おおむね1.65平米ということで、こちらにつきましてはおおむね1.65となっております、今のところはぎりぎりどうにかなっているという状況でもございますし、あとこれが目いっぱいといいますか、4月に入所する方が一番多くて、高学年になりますと夏休みを経ますと減るという傾向がございますので、今のところはどうかやっていけるかなと思っております。  
以上です。

（竹田）その中で、一番頑張っている指導員なのですけれども、指導員の賃金というのはこの中で、ことしどのくらい上がったのでしょうか。

（保育課長）29年度に1時間当たり10円のアップを予定しております。  
以上です。

（竹田）時給10円。

（保育課長）いろいろな働き方と資格等がございますので、主任放課後児童支援員さんは1,100円です。時給1,100円で、常勤放課後児童支援員さんの資格のある方が1,080円、資格のない方が1,060円、それから非常勤の放課後児童支援員さんの資格のある方が930円、非常勤の放課後児童支援員さんの資格のない方が910円、それから夏休み等学生アルバイトさんなどが入る場合があります、そういう方につきましては870円です。  
以上です。

（竹田）わかりました。時給が10円アップしたということです。それで、この予算書見ると正規の職員の皆さんには期末手当に地域手当に通勤手当に、いろいろ手当ついてはいますが、基本的には放課後児童クラブもそうですし、保育課の保育所の人たちも一切こうした期末手当も通

勤手当も地域手当もついていないのですけれども、予算書の中にはないので、この人たちに対しての一時金なりとか、そういう予定というのは今後出てくるのでしょうか。

(保育課長) 鴻巣市保育所等の職員任用要綱によりまして、通勤は距離によって通勤手当は出しております。

以上です。

(竹田) あと期末手当は、出す予定が今後出てくるのですか。

(保育課長) 期末手当につきましては、今のところまだはっきりしたことは決まっておりません。

以上です。

(竹田) わかりました。

出していただいた資料を見ると、臨時職員が保育課では150人いらっしゃるのです。では、正規の保育士というのは、臨時が150人ですけれども、正規は何人になるのでしょうか。

(保育課長) 正規職員91人です。(P26に人数の訂正あり)

以上です。

(竹田) ということは、91人の正規の保育士に対して臨時の保育士さんが150人いるということで、圧倒的多数の皆さんは臨時の職員で、保育士さんで賄っているということを見れば、鴻巣の保育の現状というのは臨時職員の皆さんが圧倒的多数なので、その部分ではやはり一時金なり支給するという方向で私はやっていくべきではないかというふうに思いますが、部長、済みません、女性が圧倒的多数ですので、女性の働き方改革も含めてぜひ要求していただきたいと思っております。

(福祉こども部長) 先ほど竹田委員さんのほうから臨時職員の人数を150というふうにお話をいただきました。

(竹田) 職員課からいただいた資料。

(福祉こども部長) 実人員自体は150人かもしれませんが、その方たちは女性の働き方によりまして、週3日の方もいれば、朝昼の方もいますので、常勤換算、通常の保育時間の常勤換算でいきますと、91人の職員に対して47対53ぐらいの、常勤換算にいたしますと先ほどお話にありまし

た150対91ではございませんので、申し添えさせていただきます。

(竹田) 私が聞いたのは、そういう人に支えられているよということを言いたくて、47対53でもいいです、53のほうが多いのだから。その人たちに一時金とかどうということをやちょっと部長に。

(福祉こども部長) それにつきましては、先ほど永野保育課長のほうが申しあげましたとおり、現在考えはございません。

(竹田) わかりました。

(委員長) ちょっと休憩を入れていいですか。

(竹田) はい。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時24分)



(開議 午前10時45分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、保育課長から発言を求められておりますので、許可いたします。

(保育課長) 済みません。竹田委員さんからのご質問の中で、公立保育所の職員数ということがありまして、先ほど「91名」と申しあげましたが、「90名」の誤りでしたので、訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

(委員長) 続きまして、福祉こども部長から発言を求められておりますので。

(福祉こども部長) 先ほど田中委員さんのほうから南放課後児童クラブ、登記所跡地の関係でご質問がありました。払い下げも含めまして確認をいたしますということでお話を差し上げましたけれども、確認をいたしましたところ、現在土地も建物も市の所有ということでございます。ただ払い下げに関しては、詳しく内容の確認がとれるのにとっても時間がかかるということがございますので、それにつきましては削除ということでお願いしたいと思います。おわびして訂正させていただきます。

(委員長) 続きまして、福祉課長から発言を求められておりますので、許可いたします。

(福祉こども部参事兼福祉課長) 先ほど芝寄委員さんのほうから、民生児童委員の活動支援事業の民生委員推薦会委員報酬につきまして9人分ということでのご質問がございましたけれども、こちら規則改正のほうがございます、委員報酬の対象者が12人から9人に変更になったものでございます。おわびして訂正を申し上げます。よろしくお願いいたします。

(委員長) それでは、質疑を続けます。

(竹田) 保育所落ちたというのが今盛んに報道されています。お忙しい中資料をつくっていただきましてありがとうございます。4月のいわゆる鴻巣では待機児童はいないけれども、保留児がいるということで、保留児童がゼロ歳が1人、1歳が8人、2歳が7人と。今回4歳、5歳も保留が出ているのですが、この背景というのは、要因は何でしょうか。

(保育課副参事) 4歳、5歳の保留の子については、今1号認定で幼稚園に入っているお子さんで、下のお子さんが入れたら保育の部分に移りたいというご希望のある方です。下のお子さんが1歳と2歳におりますので、その方が入れないので、希望がかなわなかったということになっております。

(竹田) ということは、今まで幼稚園にいらしていたので、4月以降は幼稚園に行くという解釈でいいのでしょうか。

(保育課副参事) ご本人のほうからも認定がえができれば1号でということでお話伺っていますので、そのとおりになると思います。

(竹田) 4歳、5歳はそれで解決していくのですけれども、ゼロ、1、2歳の、いわゆる保留児なので、自分の希望するところに入れなくて保留にしていると思うのですけれども、この解決というのはどんなふうな見通しがあるのでしょうか。

(保育課長) 受け皿については、この人数よりも多く市のほうは用意しております。ご希望いろいろあると思うのですけれども、入所はできるだけの人数は用意しておりますのでそちらで、まだ2次の後の保留状態ですので、これから親御さんのほうでも考えて、どちらかあいているところに入るという選択なさる方もいるかと思えます。

以上です。

（竹田）一度提案したことがあるのですが、女子校の附属幼稚園のところが今私が見る限りは使われていないということもありまして、小規模保育所というか、AとBがあって、それぞれ資格を全員持っていないとBになったりとかいろいろするのですけれども、そういういわゆる活用をしながら、例えば県に借りるとかいうことも含めて、検討されたらいいのではないかというふうにはちょっと私は思ったのですが、そういうことが検討できるかどうかお伺いしておきます。

（保育課長）まずは、調査をさせていただきますして、その先にできるものかどうかということをもまず調査させていただきます。

以上です。

（竹田）小規模で今賄うというか、小規模で受け入れを整えていく方向になると、結局ゼロ、1、2くらいまでしか入れない。そうすると、上と下との送迎があつたりとかして大変になると思うので、できる限り同じ施設に入れるというほうが保護者にとってもベストだし、一番は、いろいろ見させていただくと、園庭がなかったりとか、道路に面していたりとかいうところもありますよね、今度B型のなかよし保育園なんかは……なかよしでない。イシイビルに入るところの、17号と中山道のガソリンスタンドのところに立派な看板が出ていましたけれども……

（あおぞらの声あり）

（竹田）そうか、そうか。そのところもそうですけれども、そういうところ見るとやっぱり保育の環境をよくしていくことは必要だと思うので、ぜひちょっとそういう点も、非常に頑張っはいただいているというのわかりますけれども、保育の質を今後研究していく必要があると思うので、それは要望したいと思いますが、いかがでしょうか。研究していただけるのか、検討していただけるのか。

（保育課長）小規模保育施設につきましても、設備の基準を満たして設置をされておりますし、また連携する施設といたしまして公立保育所をご用意させていただいて、そちらのほうとさまざまな連携をとっていますので、なるべくよい保育環境をとということで現在もやっております。

以上です。

(竹田)続いて、167ページの子育て世代包括センター事業が始まります。ここには対応する人として臨時職員の賃金が計上されています。鴻巣としては非常に目玉な文言として出てくると思うのですがけれども、なぜ臨時職員対応にするのか伺います。

(こども未来課長) 実は臨時職員対応とさせていただいたのは、当然母子健康手帳の交付ですとかそういったものがありますので、保健師ですとか助産師から交付をさせていただきたいというものがありまして、そうすると保健師等の人数も足りておりませんので、そういった中で臨時職員として保健師あるいは助産師の有資格者の方に来ていただくということを考えての予算計上ということになっております。

(竹田) 基本的には、やはりしっかりとやっていくうちになると、本当に正規の職員の人の方が先ほど言ったとおり身分保障もある。通勤手当も出ないとかという、一時金も出ないという、やっぱり社会的な環境を含めれば、ぜひ私は今後要望していただきたいというふうに思うのです。健康づくりもきのう保健師や栄養士の問題も含めて要望していききたいというふうにおっしゃっていただきましたので、やはり職員の皆さんがそういう気持ちで頑張っていただきたいなというふうに思いますので、これは確認をしておきたいと思いますが、ぜひ正規の職員でやるように要望していただきたいと思いますが、部長さん。

(福祉こども部長) ご質問いただきました子育て世代の包括支援センター事業でございます。今回は、臨時職員ということで専門職のほうの配置をプラスアルファするというような考え方でございます。現在保健師と社会福祉士がおりますので、あとあわせて母子のセンターということで、母子の包括ということで、実は吹上の母子保健の担当との連携も強化を進めてまいります。その中で、まずは始めさせていただきまして、その後の経過の中から必要性に応じまして考えていきたいと思っております。

以上です。

(竹田)では、213ページの生活保護の支給の件ですが、今生活保護の相



談がふえて、窓口対応してくださっている方は、正社員というか、ではないというふうにちょっと私受けとめているのですが、その人の対応の問題で、対応というか、身分の問題でお聞きします。

（福祉こども部参事兼福祉課長）生活保護の相談支援員さん来ていただいているのですが、今現在は臨時職員という扱いでございますけれども、ことしの4月1日から任期付きの職員に変更する予定というか、なっております。

以上です。

（竹田）その中で、生活保護の報酬の中で介護報酬が予算の中で計上されています。この介護報酬の中には、どの程度までの施設に入所できるのか。というのは、給付の水準の中では個室に入ったりすると生活保護の基準から外れてしまいますよね。私1人、アルツハイマーでもう家の中で暴力振るったりとかしている人がいて困ったというのでご相談させていただいたのですけれども、いまだ入所できる見通しがないということがあるものですから、介護報酬の一定のちょっと基準だけお伺いしておきます。

（福祉こども部参事兼福祉課長）介護報酬のほうですけれども、年齢によってあれですが、65歳過ぎた方について、高齢者の専用住宅ですか、高専賃という、そちらの住宅を生活保護基準まで下げまして、そちらを利用している方が多くいらっしゃいます。またあとグループホームですか、そういったところも生活保護基準まで下げご利用いただいているという状況になっております。

以上です。

（竹田）ということは、いまだかつて入れないということは、下げたもので対応していただける施設がないという解釈でいいのでしょうか。

（福祉こども部参事兼福祉課長）ちょっと具体的に入れなかった方がどういう方で、その方がどういう理由で入れなかったということにつきましては、この場でお答えできませんけれども、個別にちょっとご相談いただければと思います。よろしく願いいたします。

（委員長）時間なので、後ほどに。

(潮田) お聞きしたいことはたくさんあるので、手短に私やっていきます。

まず、37ページと221ページに関係いたしますががん検診なのですけれども、37ページのほうでは新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金という名称になっているのですが、実際はこれは昨年度とがん検診の金額同じかと思うのですけれども、新たなステージに入ったという意味がちょっと、これ確認をしたいと思います。

(健康づくり課長) 新たなステージに入ったがん検診につきましては、女性に特化した子宮がん検診と乳がん検診の事業でございます。

以上です。

(潮田) ということは、特にがん検診について昨年度と今年度で大きく変わることはないということでしょうか。

(健康づくり課長) 昨年度と比較して変更ございません。

(潮田) 続きまして、39ページ、要保護児童生徒援助金、これにつきましては歳出のほうでは165ページになるかと思いますが、要保護児童対策事業のほうで、これは実際には人件費が非常に多いかと思うのですけれども、この要保護児童の対象になる児童のほうの人数というのは大体どのぐらい、27年度の実績、また28年度で大体どのぐらいのお子さんがこの対象になっていたかお聞きいたします。

(こども未来課長) 要保護児童の対象となる児童というご質問ですけれども、対象とする児童は全ての児童が対象になるわけなのですが、その中で特に要保護児童のケースとなる児童の数という意味でしょうか。

(潮田) はい。

(こども未来課長) そういった中では、虐待の相談件数ということでの把握になるのですけれども、27年度につきましては虐待相談が87件ございました。それ以外に養育の相談ですとか保健相談ですとか障がいの相談、その他育成の相談ですとかそういったもの、そちらのほうは160件ございまして、トータルで247件ございました。平成28年度の、これは1月末現在ですけれども、同じく虐待相談につきましては128件とちょっと増

加している状況です。それから、養育等の相談につきましては155件という  
ことで、トータル283件ということになっております。

以上です。

（潮田）今は虐待に関するものが、イチハヤクでしたっけ、188番の緊急  
ダイヤルができるかと思うのですけれども、虐待に限って言いますと、  
そういったことでふえたのか、ご本人、親御さん自身からの相談と、ま  
たはほかの方からの通報とかもあったかと思うのですけれども、そうい  
った伸び、鴻巣市においてはどのような状況でしょうか。

（こども未来課長）相談件数といいますか、通告といいますか、連絡が  
あった件数、それぞれの件数についてはちょっと把握はしておらないの  
ですけれども、ただ制度が変わりまして、例えば警察からの連絡ですと  
か、あとは警察から児童相談所に直接連絡が行く場合もございます。児  
童相談所から鴻巣市のほうに連絡等がある場合もございますので、そう  
いったものを含めての数字となっておりますので、そういった件数がふ  
えているのも事実でございます。それから、近隣、例えば泣き声がする  
ですとか、そういった通告もございますので、それらを全てひっくるめ  
た数字ということになっております。

（潮田）そういたしますと、家庭相談員3人分となっておりますけれど  
も、この3人というのは現状では昨年と、27年と28年で比べてもふえて  
いる傾向にあるという中で、29年度3人分ということに、これには余り、  
これ以上ふやす必要はないぐらいの状況なのではないでしょうか。3人分の人の  
充て方というのがどのようなものなのではないでしょうか。

（こども未来課長）こちらの家庭児童相談員につきましては、家庭児童  
相談室というものを設けておりますので、主に養育関係の相談あるいは  
面談等を行っております。あわせて要保護児童対策につきましては職員  
のほうもおりますので、そちらと連携をしまして一緒に訪問したり、そ  
ういったこともしておりますので、家庭児童相談員につきましては3名  
体制で29年度もいきたいというふうに考えております。

（潮田）続きまして、51ページの小学校費補助金の中の被災児童生徒就  
学等支援事業費補助金というのが入っております。これは、東日本大震

災の影響で鴻巣市に住んでいる児童へのということになるのでしょうか。

(委員長) 何ページでしたっけ。

(潮田) 51ページ。

(学校教育部副部長兼学務課長) そのとおりでございます。

(潮田) そうなりますと、いじめのほうとの、横浜のほうでしたでしょうか、福島の方から避難してきて、そこでいじめを受けているというようなのが、大変に悲しいというか、痛ましいニュースというか、ありましたけれども、いじめに関しましてはもうちょっと後のほうでもあるのですけれども、そこに関連しまして、いじめについては327ページでも載っておりますけれども、被災児童について十分な配慮がされているのか、それとはまた別にいじめのほうの審議会報酬8人分であったり、委員会報酬、委員5人分であったりとかしますけれども、鴻巣市におけるいじめについては今どのような状況で、今回連絡協議会委員の報酬とか委員の報酬を充てて、何回ぐらいの会を持つような予定になっているものなのでしょうか。

(学校支援課長) 東日本大震災に関する被災した児童が本市に避難してきている児童おりますけれども、昨年12月に調査を行いまして、実際に本人への面談等行って調査をした結果、本市におきまして東日本大震災による避難のためのいじめということは確認できませんでした。

それともう一点、いじめ問題対策連絡協議会でございますが、年2回開催しております。

以上でございます。

(潮田) いじめ問題対策連絡協議会、年2回で問題はないのでしょうか。要は鴻巣市の中では、今表立ってのいじめ問題というのは聞いてはいないのですけれども、調査を細かくはやっていると思うのですが、そういうのに対してどのぐらいの調査が、各学校ではどういう調査を行っているのでしょうか。

(学校支援課長) まず、いじめ問題対策連絡協議会でございますが、こちらは関係機関ですとか各団体からいじめ問題対策のためのご意見をい

ただいている協議会でございます。こういったご意見をもとにしまして、各学校に教育委員会のほうからも指導、助言をしているような状況でございます。また、状況の把握でございますが、奇数月に思いやりアンケートというものを各学校で実施しております。その思いやりアンケートの結果が教育委員会のほうに報告をされてきておる。こういったことで教育委員会のほうでもいじめのほうも把握しておるような状況でございます。

以上でございます。

（潮田）続きますして、139ページ、何度か何人かの委員からの質問がありましたけれども、これは生活困窮者自立支援事業の中の学習支援事業委託料の部分と、あともう一つがこれに関連してのひとり親のほうの183ページ、ひとり親家庭等生活向上支援事業委託料のところ、これについて今年度まではある一部がひとり親家庭のほうだったかと思うのですけれども、これが両方一緒に行うものなのか、以前は福祉のほうでやっていたもの、アスポートのほうでやっていたと思うのですけれども、こども未来課の先ほどの課長の答弁からすると、学生のアルバイトとかも入るということでした。今年度までは週1回だったものが29年度は週2回になるというふうに聞いているのですが、これの主体がどっちのほうになって、さらにそれが学校教育との連携はどのようにされているのか伺います。

（福祉こども部参事兼福祉課長）まず、28年度までの子どもの学習支援事業でございますが、こちらにつきましては生活保護並びに生活困窮世帯の中学3年生のみということで、学習支援事業を週1回ご利用いただいております。利用人数のほうが大体中学生は14人、高校生が3人ぐらいという状況だったのですが、こちらのほうが29年度になりまして2つの事業、1つが福祉課で実施しています昨年と同様の事業、子どもの学習支援事業、こちらはこれまでどおり生活保護世帯並びに生活困窮世帯の中高生ということで実施いたします。それと、もう一つがこども未来課の母子家庭等対策総合支援事業、こちらのほうが29年度からの新規事業ということで、2つの事業を一体的に行うということで、委託先に

つきましてはどちらも彩の国子ども・若者支援ネットワークということで、委託費のほうがこれまで学習支援事業、28年度までは総額が465万ぐらいだったのですけれども、今回あわせて2つの事業で総額800万ぐらいの予算で事業を実施するということから、週に今まで1回だったものが週に2回開催できるということになっております。年間でこちらの予定ですと93回ぐらいの開催ができるものと考えております。

また、教育委員会さんとの連携というようなお話がございましたけれども、こちらについて生活保護世帯で、こちらの学習支援事業を申し込みをするときに本人からの関係機関への情報提供について同意をいただいております。その関係から、こちらが必要とする関係機関にはこの方が学習支援事業を受けているということの情報を提供することは可能でございますので、教育委員会さんと今後話し合いを進めまして、そういった情報が必要であれば今後連携をとってまいりたいと考えております。以上です。

(潮田) 確認いたします。福祉のほうは中高で、ひとり親家庭のほうの対象も同じく中高でいいのでしたっけ。

(福祉子ども部参事兼福祉課長)ひとり親のほうの対象につきましては、中学1年生から中学3年生までということになっております。以上です。

(潮田) 28年度までは、吹上と、あと本町コミセンの2カ所だったと思うのですけれども、会場については同じようになるのでしょうか。あとそれのための交通費の支給というのも大丈夫なのでしょうか。

(福祉子ども部参事兼福祉課長)会場につきましては、昨年と同様に鴻巣市につきましては本町コミュニティーセンター、吹上地域につきましては吹上生涯学習センターを予定しております。

それと、交通費の支給につきましては、29年度につきましては、子どもの学習支援事業に参加する方につきましては交通費の支給ございますけれども、ひとり親の家庭につきましては交通費の支給までは考えておりません。

以上です。

(潮田) わかりました。

続きまして、181ページの子どもデイサービスのことで確認をしたいと思います。181ページのつつみ学園のところで、子どもデイサービスセンター運営事業指定管理料になっております。これにつきましては、放課後子どもデイサービスはいろいろな事業所が、以前これ鴻巣が市としてスタートする時点ではほかになかったものが今は幾つもの子どもデイサービスがあるのですけれども、このことによって利用者が減ったりとか、または市のほうではなくてほかのほうでの利用者とかの人数等はどのようになっているのでしょうか。指定管理料、たしか去年と同じかな。大丈夫でしょうか。

(保育課長) 利用者についてはふえております。そして、指定管理料につきましては毎年精算をさせていただいておりますので、入所児童がふえますと国保連から来る金額ですとか、あと保護者から入るものがありますので、それとあわせて精算をしていくようになっております。以上です。

(潮田) 今民間で幾つかできているかと思うのですけれども、市内には民間の障がいのあるお子さんに対しての放課後子どもデイサービスのよなものは幾つあって、どのぐらい利用があるのでしょうか。

(福祉こども部参事兼福祉課長) 平成28年度に新規の事業所が吹上本町に、縁ドーナツというところと、28年のやはり4月1日に三ツ木のほうでローゼルフрендシップ、こちらが2カ所28年度に追加になりました。その関係から、放課後等デイサービスを鴻巣市内で実施しているところが、こちらで今把握しておりますのが5カ所ぐらいでしょうか、ちょっと数があれですけれども……

(委員長) ちょっと暫時休憩します。

(休憩 午前11時15分)



(開議 午前11時16分)

(委員長) それでは、再開します。

(福祉こども部参事兼福祉課長) 済みません。今現在こちらで把握して

いるところが市内ですと4カ所ですけれども、県のほうの認可になりますので、開設するに当たってこちらに、市のほうに意見を求めるような方式になっておりませんので、開設してしばらくたたないこちらに情報来ないものですから、ちょっとこちらで今現在把握しているのが4カ所という状況になっております。

以上です。

（潮田）市民の方から相談があったときに、例えば保育所の場合であれば市の保育課で全部わかりますけれども、市民の方から子どもさんに障がいがあって放課後子どもデイサービスを使いたいというような相談があった場合のそういった窓口とかというのは、市のほうではどのようにされているのでしょうか。

（福祉子ども部参事兼福祉課長）相談支援事業所のほう、委託をしゃろ一むさんのほうにしておりますので、そちらのほうにご相談いただいて、施設の利用をご案内いただく場合もありますし、福祉課のほうの窓口でご案内いただく場合もございますし、また相談支援計画を児童の場合もつくっていますので、その計画をつくる段階でサービスの利用について相談受けることもありますし、また特別支援学校の先生から放課後の利用についてそういった利用の案内もされる場合もあります。窓口につきましては、いろいろ複数あるかと考えております。

以上です。

（潮田）187ページ、保育課のところ、負担金補助及び交付金、日本スポーツ振興センター協会掛金負担金というような格好で入っているのですけれども、保育所の場合でこの日本スポーツ振興センターの実際保険を使うようなことというのは、1年間どのくらいあるのでしょうか。

（保育課長）済みません、件数については後ほどということではよろしいでしょうか。申しわけございません。

（潮田）これに関しては、学校のほうでもまた後にしようと思っていたのですけれども、鴻巣市の場合は15歳までが医療費無料になっておりますので、逆に日本スポーツ振興センターのを使うと1,000円までが免除。だから、結局1,000円は払わなければいけないということで、実際には本



来であればスポーツ振興センターのほうのでやるべき内容のものも、そうではなく申請をしてしまうというようになちょっとお話がこの前の医師会とのお話のときにもございました。実際保育所のほうも聞きたいですし、学校のほうも今わかるようでしたら、何件くらいがスポーツ振興センターの共済金を使つての申請があったのかをお聞きしたいと思ひます。今すぐ出なければ後ほど結構ですので、お願いしたいと思ひます。

（委員長）今わかりますか。

（学校支援課長）やっぱりこちらも件数につきましては正確な件数を把握しておりませんので、後ほど報告をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

（潮田）保育園に関して、ちょっと予算と少し違つて申しわけないのですけれども、1点ちょっとだけ気になつたので、ここで言つていいのかどうかわからないのですけれども、保育所に前に、文福で行つたのだつたかちょっと、現場に行つたときに、お給食の時間にいただきますという挨拶をしていなかった記憶があつて、とっても気になつていたのですけれども、全体の保育園とかとしてはいただきますとかごちそうさまとかというのはやつているのですよね。済みません。

（保育課長）私も何度か現場に給食の時間行つたことありますが、私が行つたときには、いただきます、ごちそうさまの挨拶はしてありました。

（潮田）続きまして、239ページのこうのとりに交付金事業の中で、今回不妊検査助成金のほうが入りました。これは、県のほうからの予算になっておりますけれども、今までだと非常にハードルが高いこうのとりに交付金だつたものが、検査からこれが対象になれるということですが、今までのとは全然格段に対象が違ふかなというふうに思ふのですが、今までののは高度の不妊治療でしたので、それが対象になるというのは、受精卵だつたり、試験管ベビーではないけれども、そういう形のものでしたけれども、今回2万円で予算としては100万ということになると、50人というふうにした計算根拠というのはどういふものになるのでしょうか。

（健康づくり課長）計算の根拠ですけれども、平成28年度の、まだ途中

ですが、実績としまして、実数として52件でございます。昨年度は71件です。助成の対象というのは、妻年齢43歳未満ですので、そのあたりを勘案しますと大体50件で2万円という感じになろうかと思えます。

（潮田）不妊検査のこれ自体は、結婚して2年ぐらいしても子どもさんができないというようなハードルの低い検査でよろしいのでしょうか。今までのこのとり交付金の対象って本当はかなりやったけれども、まだできないという場合に初めて対象になっていたかと思うのですけれども、どういう検査で大丈夫なのでしょう。

（健康づくり課長）不妊治療助成についてもそうなのですけれども、私どもで審査をするわけではなくて、県のほうで、まず県の助成金がありますので、県の助成金を申請する際に対象となった方が市のほうに申請できるような形ですので、市のほうで検査していないものですから、具体的にどこまでの基準というのはわかっておりません。ただ、県のほうでしっかりとした検査をした中での対象と、市がまたそれに対して補助するというような制度でございます。

（潮田）わかりました。

平成28年度から男性も不妊治療、このとり交付金のほうの治療の対象になりましたけれども、鴻巣市では申請者はいらしたのでしょうか。

（健康づくり課長）昨年度2件ございました。

（潮田）319ページですけれども、ここで聞くのかどうかがよくわからないのですが、通級指導教室の件です。発達障がいのお子さんの通級指導教室の件で、29年度の国の予算では加配、定数ではなく基礎定数に変わったということ。きのうちちょっと途中まで聞きましたけれども、中学校のほうの通級指導教室をやるとすると、鴻巣市の人数からいくと何人の人数だったら県費から出られるような人数になるのでしょうか。

（教育支援センター所長）通級指導教室の加配については、県とのヒアリングを通してそれが実施されるかどうかというところで、何人という特に規定というのはございませんで、ただうちのほうから上げた要望書の中に、今回中学の新設を要望しておりまして、その中でやはり全体の生徒の中でかなり困難を要する生徒数ということでは数値を上げており

まして、それをもとにヒアリングを通して県のほうで判断をしていただいているというところでございます。

以上です。

（潮田） そうすると、今現在鴻巣市内でウイングに通っている児童数、あとステップに通っている生徒数は何人になるのでしょうか。

（教育支援センター所長） 現在ですけれども、ウイングの南小は25名、赤二小は18名、吹上小は12名、ステップ赤見台中学校は17名。また、難聴、言語のほうもよろしいですか。東小のことばの教室は57名、吹上小のほうは43名ということで、ただこの人数はまだ最終決定ではございませんので、途中、途中で入級がかなりあります。ですから、当初の入級数と最後に全体を通した入級数では、3月までずっとそれは引き続いておりますので、確定ではございません。ただ、途中、途中でよくなったというところでは退所もしておりますし、効果は出ていると感じております。

以上です。

（潮田） 今ウイングとステップの児童生徒数のほうは聞いたのですけれども、これそれぞれ県費で充てられるものと市費の職員とがいると思うのですけれども、県費と市費の人数はわかりますか。

（教育支援センター所長） 教職員については、全て県費の教職員ということで、ただそれに市の臨時の支援員がついております。それは、現在、28年度においてはウイング、赤二小、吹上小には支援員が1人ずつおります。ことばの教室においても、東に2人（P40に人数の訂正あり）、吹小に1人ということで、28年度の配置はそのようになっております。済みません。訂正が1点ございます。東小のことばの教室は、済みません、支援員が「3名」ということで訂正させていただきます。

以上です。

（潮田） わかりました。

続きまして、325ページの適応指導教室のほうです。不登校のお子さんで適応指導教室に通っているお子さんが小学校、中学校、それぞれ何人ぐらい今いるのでしょうか。

(教育支援センター所長) こちらも現在の状況ということで、やはり途中入退級がございますので、現在の状況ということでお答えいたします。3月1日現在でございます。本通級が8名、仮通級が2名、体験ということでは1名おります。

(潮田) それは、中学生ということによろしいのですか。小学校、中学校それぞれでお聞きしたかったのですけれども。

(教育支援センター所長) 本通級の中の8名においては、中学生が5名、小学生が3名です。また、仮の通級においては、小学生が1名、中学生が1名、体験中の1名については、中学生が1名ということになっております。

以上です。

(潮田) まだあるけれども、とりあえず終わります。

(委員長) 時間ですので、次の方に移させていただきたいと思っております。

(矢島) よろしく申し上げます。

初めに、181ページ、こんにちは赤ちゃん事業について伺います。この事業、平成19年度から実施されていると思っておりますが、実際にどのような形で訪問しているのか、その形についてお聞かせください。

(こども未来課長) こちらの事業につきましては、まず対象の方が生後4カ月までの乳児ということになります。その4カ月までの乳児のいる全ての家庭に出向いて訪問しているような形になります。ただし、保健センターのほうでやっております新生児訪問、そちらのほうをやられた、訪問された家庭につきましては、こちらのこんにちは赤ちゃん事業のほうでは対象としておりません。そんな中で、一応こども未来課のほうでは訪問員3名をお願いしております、保育士の資格ですとか看護師の資格を持った方が訪問しているような状況でございます。

以上です。

(矢島) 3人ということだと、当然1人で訪問をするということによろしいでしょうか。

(こども未来課長) 訪問員1人ずつになります。

(矢島) 大体1回の訪問時間というのは、平均どのくらいでしょうか。

(こども未来課長)その時々でまちまちにはなってしまいますけれども、訪問した際に相談される方もおりますし、本当に会ってすぐの方もいらっしゃると思いますので、時間的にはちょっと何分というのは把握しておりません。

以上です。

(矢島) 訪問を拒否される方の割合、それからその理由についてお聞かせください。

(こども未来課長) 未訪問といいますか、拒否されたりということでの未訪問、あとは転出等をされたりということでの未訪問の方が、平成27年度につきましては55件ございました。これは、新生児訪問、赤ちゃん訪問両方合わせての数字なのですけれども、一応7.15%の未訪問ということになっております。こちらにつきましては、玄関先で私はいいですよとかということでのものであったり、何回行ってもいらっしゃらないというご家庭もございます。

以上です。

(矢島) 先ほど申し上げましたとおり、平成19年から実施をしているということで、この事業の成果と、それから課題についてお聞かせください。

(こども未来課長) 訪問員のほうが家庭のほうに行きまして、その中で例えば子どもを産んでからの産後の相談ですとか、あとはこれからの子育ての相談ですとか、そういったものでの子育ての不安の軽減等になっているのかなというふうには感じております。今後もうこういった中で当然不安の軽減で子育てがしやすい環境になればというふうには考えております。

以上です。

(矢島) 訪問することによって産後鬱や虐待の予防につながると思いますけれども、訪問員さん大変だと思います。非常にきめ細かい事業だと関心を持って見ていたのですけれども、調査員さんの報酬というか、手当というのが何で報償費で計上されているのか、その理由についてお聞かせください。

(こども未来課長)こちらにつきましては、訪問1件当たり4,300円という形の謝礼という形でお支払いをしているところです。

以上です。

(矢島)なぜ謝礼なのでしょう。

(福祉こども部長)では、私のほうから、なぜ謝礼なのかということのご質問がございました。実際には訪問して、家庭に行かれてお話を聞いていただいたり、相談に乗っていただくわけですから、働いた結果としての対価として賃金なりということでお支払いをしたらどうかということに、逆に裏を考えますと、ご質問になるのかなと思います。ただ、この事業は、多分始まったいきさつがあくまでも家庭にいらっしゃるお子さんに子育て経験だとか保育だとかいろんな経験を持った方が寄り添うような形で話を聞いてさしあげるという事業からの始まりのことであって、市役所が賃金を払ってその人に行っていただくというような性格性のものではないというようなこともありまして、ましてや先ほど課長のほうの話もありましたが、その方の対応に応じては本当に10分、15分の方もいれば、最終的に1時間の方もいらっしゃり、2時間もいらっしゃりということもありまして、今現段階では市としては謝礼という形で整理をさせていただいております。ただ、今後も、今回子育て世代の包括支援センターということで立ち上げをいたしました切れ目のない子育て支援の一環といたしましては、特に重要な事業となつてまいります。それから、4カ月の間に生まれたお子さんを必ず確認できる、ご本人が、お子さんが必ずいらっしゃるということを確認する事業としても特に重要な事業となっておりますので、委員さんのほうからご案内いただきました賃金に向けての考察もしなければならぬのかなとも思いつつ、29年度におきましては今までの継続的な予算ということで、謝礼ということで、謝礼ですよね。謝礼という形で対応させていただきたいと存じます。

(矢島)前向きな答弁ありがとうございます。

調査員さんも、例えば支援が必要な家庭等については必要に応じてケース対応会議を開いたりとか、そういうことしていますので、やはり謝礼

というのはよろしくないのかなというふうに思いますので、できるだけ早急に検討していただけたらと思います。

次です。大変細かい話を伺います。189ページ、鴻巣保育所管理運営事業なのですけれども、この中の役務費の中のピアノ調律手数料についてお伺いをいたします。このピアノ調律手数料1万円の計上がありますが、アップライトピアノだったり、グランドピアノだったりとかによって当然調律料が変わってくると思うのですけれども、調律の仕方にグレードはあるのでしょうか。例えばコンサート用のピアノだったらここまで調律をやるよとか、学校のピアノだったらここまでよとあって、そういうのがあるのでしょうか。お聞かせください。

(保育課長) アップライトピアノがほとんどで、グランドピアノがあるところもあるのですが、調律については一律同じ料金で同じようにやっていたいております。

以上です。

(矢島) 教育委員会のほうのピアノの調律を見ると9,000円なのです。本当に細かい話で恐縮なのですけれども。あと学校のほうの単価もちょっと違うような気がするのです。この差というのは何なのかなと。もしわかったらお聞かせいただけないでしょうか。ピアノの調律の度合いに差がないのであれば、安いのにこしたことはないような気がするのですけれども、どうして1万円があつたり、9,000円があつたり、あと学校がちょっとよくわからないのですけれども、そういう幾つもの単価が出てくるのか不思議だったものですから、お聞きするのですけれども、わかたら教えてください。

(委員長) では、ちょっと暫時休憩します。

(休憩 午前11時40分)



(開議 午前11時41分)

(委員長) 再開します。

(教育総務部副部長兼教育総務課長) 教育委員会では、各学校で2台、ほとんど教育委員会の場合についてはグランドピアノ、音楽で使用して

いるのと、あとは体育館に1台ずつを2台ずつやっています、予算的には1万円という形で計上しているのですけれども、これは恐らく調律をする業者によって違うのかなという。恐らく教育委員会がやっているピアノの調律の業者と市長部局のほうで、保育課さんのほうでやっている業者さんのほうの、業者によって多少違うのかなという、そういうふうに考えています。

(矢島) その業者を使わなければならない根拠ってあるのですか。

(教育総務部副部長兼教育総務課長) 教育委員会については、今までやっている業者にやっただけという形に認識しています。

(矢島) それでよろしいと。1,000円高くてもいいと。今まで頼んでいたところに1,000円高くてもいいということでもよろしいのでしょうか。

(委員長) では、暫時休憩します。

(休憩 午前11時42分)



(開議 午前11時43分)

(委員長) では、再開します。

(教育総務部副部長兼教育総務課長) ちょっと教育委員会については全て、学校についてはグランドという形で見ているのですけれども、生涯学習のほうについてはアップライト、それから保育についてはアップライトとグランドピアノということで、ちょっとまちまちなので、それについては後で報告させていただきます。

(矢島) では、次に行きます。

217ページ、保健衛生総務費庶務事業、この負担金、2つの負担金についてお伺いします。小児救急医療支援事業負担金と中央地区第2救急医療負担金、この2つについてお伺いしますが、これまでいろいろ救急体制について改善をしてきていると思うのですけれども、どのように改善されてきているのか、その経緯とか変遷についてお聞かせいただけたらありがたいのですが、わかれば。どういうふうに救急体制が変わってきているのか、改善されてきているのかということをお聞かせください。

(健康づくり課長) まず、小児救急ですけれども、この負担金は上尾か



ら鴻巣までの4市1町で協議会を構成しています。これ第2次救急もそうなのですけれども、その中で小児救急を担っているのは上尾中央病院と北里大学メディカルセンターでございます。小児救急につきましては、今は月曜から土曜までの夜間、あと日曜、祝日です。今まで日曜日はなかったのですけれども、日曜日については上尾中央さんだけが対応していただけるといことになりまして、日曜日の昼間は上尾中央病院がやっただいておりまして、救急の対応が図られているというふうに考えております。2次救急につきましては、件数は毎年ふえております。上尾から鴻巣までの8つの病院が病院群輪番制という形で平日の夜間対応しております。件数でいいますと、全体で26年度は7,112件、27年度は7,416件、28年度、まだ途中ですけれども、7,978件とふえておりますが、ここちょっと残念なことに、今まで9病院で、2年前まで9病院でやっていたところが1つの病院が辞退しまして、今8つの病院で少し苦しい状態に、8つ病院が苦しい状態の中で件数がふえているところで、よくなっているというところというのは非常にちょっと考えるの難しいのですけれども、ただ会議を開いている中ではなるべく断らないということをお皆さん、お医者さんお話ししておりますので、そういう中で対応しております。特に上尾中央さんとか消防法の6号基準にのっとって断らない、何か所か断られたら絶対受け入れなければいけないという基準の中での病院になっておりますので、そういう部分ではたらい回しという部分では改善されているというふうに思っております。

以上です。

(矢島) 成果の評価をするに当たって、指標となるものというのは何かないのでしょうか、客観的に見れるものというのは。なかったらいいのですけれども、あったらお聞かせください。

(健康づくり課長) 特に成果として、例えば事例があったりとか、そういうことでの評価という部分は特にございません。

(矢島) 次に移ります。

321ページ、特色ある学校づくり事業、皆さんが質問されているのですけれども、私もちょっと質問させていただきます。まず、この事業はいつ

からスタートした事業かお聞かせください。

（学校支援課長）平成14年からでございます。

以上です。

（矢島）平成14年から取り組んできて、そろそろ色もついたのでないかなというような気がしますけれども、続けている理由。例えば蛭を飼う、大変結構なことだと思いますし、菊を栽培する、大変結構なことだと思うのですけれども、ずっとやるのですか。蛭を飼うことがその学校の特色だったり、菊を栽培することがその学校の特色だったり、言われてみればそうかもしれませんが、この事業は終点というのはあるのでしょうか。お聞かせください。

（学校教育部長）学校経営を進めていく中で、各学校それぞれ地域の中の学校というふうなことで地域との連携を進めながら学校経営を進めています。今うちの学校はこういう特色があるということでの特色を持って学校経営、学校運営をしていけということは、これはもう昔から言われていることでありまして、今特色ある学校づくりで補助金を我々のほうが出しているその取り組みというのは、もう伝統としてその学校が地域と一緒にあって取り組んでいるものがほとんどなわけで、ゴールはあるのかというふうなご質問ですけれども、やはりこれを維持していくことが学校経営のまた充実、発展につながっていくものだというふうに考えております。

以上です。

（矢島）蛭を飼っている学校は、ずっと蛭を飼い続けるということではよろしいのでしょうか。

（学校教育部長）蛭を飼育している学校は、小学校のほうで何校かありますけれども、これはもう本当に環境教育の面だったり、やはりある意味命を大切にしている教育につながっていることもありますし、本当に全児童が教職員と一緒にいて、また地域の方も入って、いろいろな教育効果があるわけで、これはもう大事にしていくこと、これがもう特色でありまして、これは継続していきたいと考えております。

以上です。

(矢島) 次に行きます。

327ページ、地域人材活用事業についてお尋ねをします。平成29年度の予算では、新たに小学校3、4年生の算数における学習の充実を図るために749万6,000円の予算が計上されていますけれども、小学3、4年生の算数にターゲットを絞った理由と経緯についてお聞かせください。

(学校支援課長) まず、3年生、4年生の算数に限定した理由でございますが、どの教科におきましても身につけた学習内容が次の学びの基礎となることは間違いないのですけれども、中でも算数につきましては前段階の学習が十分身につけていなければ新たな学習内容を理解することが難しい強化であると認識しております。原則小学校3年生、4年生といたしましたのは、割り算、小数、分数など高学年の算数を理解する上で重要な基礎となる新たな学習内容が加わる学年であるということから、3年生、4年生を設定したものでございます。

以上でございます。

(矢島) 学力の底上げを図るということであれば、算数よりも国語ではないかなという気がするのですけれども、国語という選択肢はなかったのですか。

(学校支援課長) 国語の選択肢が全くなかったというわけではございませんが、繰り返しになりますけれども、国語につきましては前の段階の学習を次の段階の中で取り返すことも不可能ではないのかなというふうに理解しております。ただ、算数につきましては、かなりその形が難しくなる教科でございますので、算数に絞ったという経緯がございます。

以上でございます。

(矢島) 次に行きます。

331ページ、小学校の施設維持管理事業の役務費、フロン点検手数料について、どういうことなのかお聞かせいただきたいのですが。

(教育総務部副部長兼教育総務課長) フロンの点検につきましては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律というものが施行されまして、学校等で使用している空調についても、以前はフロンが地球温暖化の原因になっているということで、今のフロンについては、そ

れについては大分解消はされているのですけれども、フロンがやはり漏れる場合があるということで、そちらのほうのフロンの抑制をするという、そういう規制が施行されまして、その点検という意味の手数料、委託になります。

(矢島) 義務づけられているということでよろしいでしょうか。

(教育総務部副部長兼教育総務課長) そうです。これにつきましては、3年に1回点検をなさいという、そういう形の中での委託になります。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時56分)



(開議 午後1時05分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、学校支援課長から発言を求められておりますので、許可いたします。

(学校支援課長) 先ほど潮田委員さんからご質問のあったスポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる学校管理下におけるけが等の発生件数でございますが、まず平成27年度でございます。小学校で407件、中学校で310件、合計717件でございます。本年度、28年度でございますが、本日3月3日現在、小学校で290件、中学校で265件、合計555件でございます。

以上でございます。

(委員長) 次に、長寿いきがい課長から発言を求められておりますので、許可いたします。

(長寿いきがい課長) 先ほど田中委員さんのほうからシルバー人材センターの人件費の関係について答えられなかったものについてお答えさせていただきます。

補助金1,250万につきましては、シルバー人材センターの運営費ということが主なものになっております。その中で人件費につきましては710万円、正職の事務職の4名分ということで、その人件費の一部を充当しているということでございます。

以上でございます。

（委員長）次に、保育課長から発言を求められておりますので、許可いたします。

（保育課長）まず、潮田委員さんからご質問のありましたスポーツ振興センターの申請件数ですが、平成27年度は15件でした。平成28年度は、3月3日現在で18件となっております。

それから、矢島委員さんからピアノの調律の関係が出ていたかと思うのですが、予算は1万円とってありますが、今年度の実績で1件9,000円でございます。

以上です。

（委員長）次に、教育総務課長から発言を求められておりますので、許可いたします。

（教育総務部副部長兼教育総務課長）先ほど矢島委員さんのほうから学校についてのピアノの調律料について確認されましたけれども、学校についても実績といたしましては消費税抜きで8,300円、消費税入れると1台9,000円。ただ、予算については1台当たり1万円ということで計上してございます。

それから、調律の実施に当たりましては、1社随契という形ではなく2社から見積もりをとって安いほうの業者で施行しているという、そういう形に訂正をお願いいたします。

以上です。

（委員長）それでは、質疑を続けます。

（矢島）引き続きお願いします。

353ページ、収蔵室維持管理事業についてお尋ねをいたします。収蔵室に保管されている収蔵物の件数についてお尋ねいたします。

（生涯学習課長）収蔵室の数字でございますけれども、これにつきましては土器など出土品等を2階の部分に収蔵しておりますが、個数につきましては後日改めて回答させていただきたいと思っております。申しわけございません。

（矢島）収蔵物の中に国宝級とか、そういうものはあるのでしょうか。

どういった収蔵物があるのか、鴻巣市には、わかる範囲でお聞かせください。

（生涯学習課長）この収蔵室につきましては、包蔵地等で出土されました土器等を復元をいたしましたものを保管をしておる場所でございます。

以上でございます。

（委員長）国宝級のものがあるかとかという。

（生涯学習課長）失礼しました。国宝級の部分はございません。

（矢島）国宝級ではなくても、国指定とか県がどうのこうのとか、そういうものは。ただ単に出てきた古いものを収蔵しているだけなのでしょうか。

（生涯学習課長）まだその部分につきましては、指定等の手続等は一切しておりませんので、現在そのまま保管をしておるといった状況でございます。

以上でございます。

（矢島）事業の目的の中に出土品を有効活用するというふうにあるのですが、どういうふうには有効活用しているのかお聞かせください。

（生涯学習課長）現在指定文化財につきましては、96点、国、県、市指定の文化財等がございます。国の文化財につきましては2点、県の文化財指定につきましては11点、市の指定文化財につきましては83点、96点の内訳となっております。この部分につきましては、まず活用につきましては、国の指定文化財となっております埴輪の部分でございますけれども、クレアの1階部分におきまして展示コーナーとして今展示をしておる状況でございます。

以上でございます。

（矢島）収蔵品を使って、例えば言い方がよくないかもしれませんが、お客さんをお呼べるようなイベントというのはできるようなものがあるのでしょうか。

（生涯学習課長）29年度に向けまして、市の収蔵品等につきましては吹上の生涯学習センターのギャラリー室、そちらのコーナーにおきまして

29年度展示等を計画をしております。あわせまして、その際に民具等の展示等も計画をしていきたいというふうに予定をしております。

以上でございます。

(矢島) 次に、371ページ、図書館の管理運営事業についてお尋ねをいたします。図書館の充実度、これを評価するための指標というのはどんなものがありますか。お尋ねします。

(生涯学習課長) この充実度という部分につきましてでございますが、埼玉県内、現在市、町、村、63市町村ございます。この中で平成27年度の実績ということをご理解いただきたいと思います。市町村図書館活動状況という部分がございます。その中からの報告でございますけれども、まず1点目、蔵書数の充実といたしまして、図書館にて購入いたします図書購入費、こちらが2,500万、これが県内でも上位であるという部分でございます。それと、2点目でございますけれども、蔵書数につきまして、現在、27年度実績でございますが、34万931冊で、こちらにつきましては県平均の部分に当たる部分がございます。また、貸し出し冊数につきましては67万5,220冊で、こちらの部分の冊数につきましても県内でも上位であると。これらによりまして、本市における図書館の充実させるための蔵書数、貸し出し冊数、図書購入費、これら全体を捉えますと県内でも上位を占めておるというふうに認識しております。以上でございます。

(矢島) 数的には上位だというのはよくわかりました。昔図書館の充実度がその自治体の文化度をあらわすなんていうことを言われた時期もありました。今後の鴻巣の図書館の可能性についてお伺いをいたします。どんなことを考えていくのか。このままただ単に数をふやしていくとか、貸し出し冊数をふやしていくとか、そういうことだけではなくて、これからの図書館の可能性についてお伺いをいたします。

(生涯学習課長) まず、さらなる充実という部分でございますけれども、今副委員長が言われましたその部分がちょっと重複してしまうかと思いますが、29年度におきまして読書通帳の利用拡大という部分を予算計上をさせていただいている状況でございます。当然この読書通帳機の導入も

本市におきましては県内一番に取り組みをいたしまして、市町村からも注目をされ、現在他県からも多くの視察を受けておるという状況等がございます。読書通帳の利用拡大をすることによりまして、読書をする励み、貸し出し冊数、利用率のアップ等の充実度、そういった部分につながるのではないかとというふうに考えております。また、図書館の当然環境という部分につきましても、先ほどの蔵書数等のその部分で十分に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

(委員長) では、時間ですので、また続けてお願いしたいと思います。暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 1 6 分)



(開議 午後 1 時 1 6 分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。  
質疑ありますでしょうか。

(野本) それでは、225ページから始めさせていただきたいと思います。一番上の自殺対策行動計画策定業務委託料について、今年度自殺対策事業は500万というかつてない大きな予算組みになったわけですが、その主要な部分は行動計画の策定業務委託料というふうになっております。まずは、その行動計画以外の百二十数万についての予算の捉え方をお聞きいたします。

(健康づくり課長) 29年度の総額500万9,000円のうち、行動計画策定業務委託料を除いた部分ですけれども、今までどおりゲートキーパーの養成講座とか自殺対策講演会、そのようなところ、あとは臨床心理士によります健康相談等、従前の事業をここでまた同じようにやっていく予定でございます。

以上です。

(野本) そうすると、今までの流れに沿って29年度が計画されているということと理解をいたしました。これまで学校教育とのかかわりもつけてきたわけですが、その成果についてはどう捉え、29年度はその



部分はどのように進めようとされていますでしょうか。

（健康づくり課長）教育委員会と連携させていただきまして、小中学生を対象としましたいのちの授業ですが、これにつきましてまた引き続き継続していきたいというふうに考えております。これは、平成27年度から実施しておりまして、平成27年度は2校、赤見台中学校、北小学校でした。平成28年度は4校でございまして、中央小学校、鴻巣中学校、田間宮小学校、吹上中学校の4校を実施しております。来年度も今のところ2校実施予定となっておりますが、新年度になりましたらまた校長会等を通じましていのちの授業が実施可能な学校等と調整をさせていただきたいと。これをやることの効果としましては、やはり実際講演会をやりますと、子どもたちのアンケートを見ますと、すごく命について考える時間ができた。今まで命に対してのことを余り深く考えたことがなかったけれども、こういう講師の先生を呼んで実際の命の大切さを学ぶということはいい機会であったということで、これは児童生徒だけではなくて、教職員や同席していただきました父母、お母さん方にも大変好評でしたので、これも教育委員会と連携しまして引き続き続けていきたいというふうに考えております。

（野本）29年度は2校という予定は、それはどんな判断で2校なのでしょう。例えば予算の都合とか、そういう理由を教えてくださいと思います。

（健康づくり課長）自殺対策事業につきまして、若年層への対策というのは非常に重要なことだというふうに考えております。これ私どもだけではなく、国、県についても若年層に対して非常に重要だということで、その一環としまして小中学生を対象にして実施するものですが、来年度の2校というのは、まずは中央小学校を予定しております。中央小学校のほうでは、実は28年度もやっているのですけれども、ぜひやってほしいという非常に強い要望がございました。ですので、実際どこの学校も強い要望あるのですけれども、特に中央小学校については時期も決めていただいて、もう積極的にお願いしたいということですので、まず中央小学校を5月に行う予定です。あと一校は、これはまだ予定で調

整中ですけれども、鴻巣南中学校を予定しております。今後ほかの学校についても、まずは実施していない学校を中心にできればいいなというふうには考えております。

以上でございます。

（野本）この部分で、ちょっと教育部局に伺いたいと思うのですけれども、実施をした学校、していない学校というのがある中で、いのちの授業についての情報交換といいますか、例えば校長会とか、そういうような場での話題というか、ことはあるのでしょうか。

（学校教育部長）平成27年度からの実施ですので、各学校には学校教育に関していえば講演会を受けるような立場なのですけれども、これもうかなり定着しています。校長同士での、校長会で集まったときなんかには、こういったことでの情報交換は行われているようですので、我々としても非常に意義があるものだと捉えていますので、また健康づくり部と連携しまして、できればまだ実施していない学校には積極的に進めていきたいと考えております。

以上です。

（野本）自殺対策事業というのは、今でこそ割とほとんどの人が知っている事業になってきましたけれども、今現在は、去年法律改正で各自治体が行動計画をつくるというふうになってきておりますが、一番の問題点というのは温度差の部分なのです。自治体によって受け取り方が違うと。そういう部分で、例えば学校による温度差というのは感じられますでしょうか。

（学校教育部長）具体的に温度差があるということは感じていません。これも命の大切さ、広く言えば心の教育、これについてはもうどこの学校も、校長を初めどこの学校も同じ認識でいるものだというふうに捉えております。

以上です。

（野本）そうすると、積極的に今後も学校としては考えていただけるというふうな理解でよろしいでしょうか。

（学校教育部長）そのとおりでございます。

(野本) それでは、行動計画策定業務委託料378万円という予算が組まれておりますが、昨年、平成28年度、最初はつくろうという話で始まっていて、けれどももう少し時間をかけてつくろうということになったのですが、この予算については、これは県から補助金として316万3,000円というのが入ってきているわけですが、これを全部充てるといふようなことになるのでしょうか。

(健康づくり課長) 私どもの自殺対策事業の中でいろいろな事業がありますので、それぞれ補助メニューがありまして、それぞれ補助率も違っております。行動計画につきましては、対象経費の3分の2ということになっておりますので、それを合算した額が補助、歳入として予定しているところでございます。

以上です。

(野本) そうすると、28年度の段階で来年度は補助金が来るから、それでつくろうというような想定というのはあったのですか。

(健康づくり課長) もちろんその考えもあるのですが、先月トップセミナーという首長を対象にした厚労省と県の会議がありまして、その中で自殺する方の行動パターンというのが複合的に重なった中での自殺であると。その複合的なパターンというのは、幾つかもうあるのだと。例えば自営業で失敗して借金ができて家族が離散して鬱になって自殺するとか、そういう流れがあったけれども、今までは1個ずつしか解決していないと。借金だったら借金を返そうという相談を受けて解決すると。そうでなくて、それを全部解決しなければ自殺はとめられないよというところで、そのパターンはもう決まっているので、そのパターンを自殺対策の、例えば行動計画つくるに当たってのガイドラインをことしの夏に国が示しますと。自殺対策大綱も夏に示しますと。そうすると、将来に向けた、5年後とかの目標値とかも出ますので、それに向けて各市町村は行動計画つくってくださいと。それに向けていろんな事業、施策を展開してくださいと。それは、地域によって違うので、その地域に合ったプロファイルを国は示しますというところもあって1年間延ばした経緯でございませう。

(野本) そのことは、今までと変わっていない流れかなというふうに思います。要するにそういうふうな説明を今までも聞いてきたので、それに沿っているというふうに私も確認します。

ほかの自治体ですと、条例がない中で行動計画をつくるパターンが多いと思います。鴻巣市の場合は、条例を持って行動計画をつくるという部分で、行動計画を、これは委託するわけですが、どのようなつくり方をしようと考えているのか、それについて伺います。

(健康づくり課長) この委託業務につきましては、プロポーザルを実施しまして、各コンサル会社の提案による意見と私どもの考えている意見をぶつけましてといたしますか、突合せまして、鴻巣市独自の行動計画を策定していきたいというふうに考えております。鴻巣市は、決して自殺者数がほかのところと比べて非常に多いわけではないですが、毎年20名前後がいらっしゃいますので、それをどう減らすかという具体的な部分を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

(野本) こういう計画というのは、業務委託しないとつukれないものなのではないでしょうか。私はそれが疑問なのですが、よっぽど自分の市のことは保健センターの保健師さん方とか、皆さん知っていらっしゃる、把握されているという部分で、一体何を委託するのかというふうに思うのですけれども、そこはどういうことなのでしょう。

(健康づくり課長) 業務委託の中で一番大きなウエートを占めるところは、市民アンケートとか、例えば学校児童生徒へのアンケート、あとは健診とか乳幼児健診等で来るお母さんに対するアンケート、それを発送、集計、またどのくらいの設問数にするかとか、そういうノウハウはコンサルが持っていますので、そういうところの回収率だとかデータ分析、そういうところの部分をコンサルにお願いしたいと。実際の例えばデータ、過去にあるデータというのはもちろん私どもでつukれますけれども、アンケートを実施しての分析力とか、そういうところをお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

(野本) そうすると、業務をお願いするのはアンケートとかそういう調査活動ということで、制作は独自にしていこうというふうに理解してよろしいのでしょうか。

(健康づくり課長) 申しわけありません。言葉が足らなかったですが、そういう部分も含めて、つくり込みの話から、細かいことといえば印刷、そういう部分も含めてでございます。もちろん全てを丸投げしてやっていただくというわけではなくて、何度も何度も事務方と、事務方というか、健康づくり課と協議をした上でいいものをつくっていきたいというふうに考えております。

(野本) 趣旨はおわかりいただいていることと思えますけれども、体裁がいいとかそういう部分ではなく、より本質をきわめていこうということが全てではないかというふうに思っております。今までもいろいろな計画我々も見ているけれども、必ずしも印刷屋さんが印刷したものばかりではなかったかと思っております。そういう部分で、私自身が一番不安なところは、自分たちと関係ないようなでき上がりになっていかないだろうなというところなのです。そのところが一番心配をする部分なのですが、その点について伺いたいと思えます。

(健康づくり課長) もちろん絵に描いた餅にはならないような、ただ計画書を見ますとどこも同じように見えてしまうのはいたし方ないというふうに考えております。ただ、実際目標に向かってどのような事業を展開していくかとか、どうしたら自殺者減らせるかというところの実効性とか具体的な仕組み、取り組みというところが大切なのかなと思っておりますので、その部分は意識的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

(野本) 鴻巣市が持っている鴻巣市民のいのちと心を守る自殺対策条例の大きな役割として、若者の自殺対策というものがスポット当てられているというふうに私は思っていますので、その部分がある意味特徴として出せるくらいのものに仕上げていただいたらいいのではないかと考えておりますが、考えを伺いたいと思えます。

(健康づくり課長) 自殺者数の年代別等考えますと、やはり高齢者もた

くさん割合としては占めております。委員長のおっしゃるとおり、今後はやはり若年層、若い、特に中学生とか高校生、多感な時期の方の自殺をどのように防いでいくかというところが重要なポイントかと思えます。特に若い方は、思いつきで友達と一緒に手つないで電車に飛び込むとか、ちょっと高齢者の自殺とは種類が違うといえますか、違いますので、それぞれに合った対策をしていかなければいけないのかなど。特にそういう部分では鴻巣市は、先ほど学校で温度差ありますかというのもありましたけれども、県内の市町村によってもかなり温度差があります。鴻巣市については、かなり意識的に高いところにいると感じていますが、小中学生については27年度から始まりましたいのちの授業とか、そういう部分をもっと積極的に展開して、できる限り減らしていきたいというふうに思っております。

(野本) わかりました。よろしく申し上げます。

では、217ページにちょっと戻っていただきまして、保健衛生総務費庶務事業の委託料で健康増進計画、食育推進計画策定業務委託料というのがありますけれども、これについてちょっと説明をしていただきたいと思えます。

(健康づくり課長)健康増進計画と食育推進計画でございますけれども、健康増進計画は既に今第2期の途中でございます。平成29年度まででございまして、平成30年度から新しい計画が始まります。これ国の健康増進法を受けて、都道府県で計画しなければならない一つの計画でございまして、具体的には例えば食だとか、もちろん心の健康もそうですし、口腔、口です。口腔とか、そういう健康全般な部分についての5年間の指標を考えまして、どのように改善していくか、どのように健康になっていくかとか、もって健康寿命の延伸を図るところが大きな目標となっております。食については、これは食育基本法という法律がありまして、それにやはり市町村で計画しなければならない食育推進計画というものがございます。今第1期ですけれども、途中で、もう終わっておりますので、期間延長しております。ですので、健康増進計画と食育推進計画を今度は合体させて、リンクしているというか、関連しています

ので、一つの冊子の中で同じような計画期間を持って、同じように指標を用いて、常に健康をよくしていこうというふうに考えているところです。

（野本）これまでのこの計画の中にも心の健康というものが入っていたかと思います。これについては、先ほどの自殺対策行動計画とのリンクとかマッチングというのはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

（健康づくり課長）おっしゃるとおり今の健康増進計画の中では、休養、心の健康という章といますか、第3節にあるのですけれども、この中にも将来に向けての取り組みとか指標とか、そういうものは設定されておりまして。今度自殺の行動計画は、これに対してもっと特出しして、連携というか、関連はしているわけですので、特出しをしてもっと細かいもの、細かい項目を用いて自殺に特化した計画ということで進めていきたいと。ですので、関連というか、した計画となる予定です。

（野本）これについては、誰がつくるのですか。

（健康づくり課長）増進計画、食育推進計画につきましても、自殺の行動計画と一緒にプロポーザルを実施して、結局関連していますので……ごめんなさい。済みません。コンサルに委託して行いたいというふうに考えています。それは、関連しているので、全然別の業者が仮にやったとするとやはり考え方も違ってくるので、1つの業者の中でアンケート、もちろん自殺のアンケートもやりますし、健康全般のアンケートもとりまして進めていきたいというふうに考えております。

（野本）先ほどの自殺対策の行動計画と健康増進計画の予算が合算された形の委託というふうになるのでしょうか。

（健康づくり課長）プロポーザルは1本でやる予定ですけれども、契約は別々で考えております。増進計画と自殺対策の行動計画は、別の契約というふうに考えています。

（野本）では、別々な契約けれども、1つの業者で統一の流れの中でつくるという考えなのですね。

（健康づくり課長）そのような形になります。

（野本）それでは、もうちょっと前に戻りまして157ページの中段のとこ

ろに高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業があります。これについては、どのようになっていくのかお聞かせください。

（長寿いきがい課長）これにつきましても、3年に1度のタイミングでつくっているものです。今回は、平成30年から平成32年の第7期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するというものでございます。これによりまして、介護保険の3年間の総事業量ですとか、あと保険料についてもこの中で算出をしております。

以上でございます。

（野本）これについては、先ほどの健康増進あるいは自殺対策とは全く切り離された別物というふうに考えることなんでしょうか。

（長寿いきがい課長）全く別物ということでご理解いただければと思います。

（野本）これについては、では誰が作ることになるのか伺います。

（長寿いきがい課長）これにつきましても、アンケート調査を行いながら、介護者あるいは要介護の方々の意見を集めながら、その分析については業者さんに委託をしております。その中で、国の介護報酬ですとか、あるいは介護保険法の改正等を見据えながら計画をつくっていくという形になろうかと思っております。

以上でございます。

（野本）主に業者が分析とか、そういう調査をしていくと。これが6期から7期になっていくわけですね。当然時代が変わっていくというか、高齢者の人数とかバランスが変わっていくという部分で、今後次の計画ではどういうところが変わっていくというふうに担当部署では捉えているのか伺います。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）これは5期からもう既に始まっているところなのですけれども、よくある地域包括ケアシステムというところ、そこを構築するために順次5期も6期も、また7期もということを進めていく形になります。2025年に向けましてシステムを確固たるものにしていかなければいけないというところがございますので、その部分を大きく踏み込んだ計画になろうかと思っております。



以上です。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 1 時 4 5 分)

◇

(開議 午後 1 時 4 5 分)

(委員長) 再開をいたしまして、先ほど終わっていなかった方々に時間を配分していきたいと思います。一応 5 分でタイマー鳴っていきますので、次のその質問中の項目は最後までやっていただけるようにはしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

では、最初に加藤委員からお願ひします。

(加藤) では、161 ページのコスモスの家の浴槽の給湯器の修繕なのですけれども、これは実際に休まずにその工事というのができるのでしょうか。

(健康づくり部参事兼長寿いきがい課長) この給湯配管の改修になりますので、今現在の配管を残したまま新たな管を新設してつなぎかえるという形になりますので、長期的な休暇にはならないと。1 日、2 日というような単位でないかということと考えております。

以上でございます。

(加藤) では、でも 1 日、2 日は休むことがあるというふうになるのですか、それとも休みのときを利用してそれを工事するということになるのですか。

(健康づくり部参事兼長寿いきがい課長) 具体的な詳細はまだあれですけれども、実際には月曜休暇になりますので、その日にちを利用してやるという形をとろうかなというふうに考えています。

以上です。

(加藤) 次、333 ページの緑の校庭の関係で、芝刈りの関係ですけれども、これ 534 万 6,000 円というふうな計上かと思うのですが、これは今までにある緑の校庭の管理の関係でしょうか、全ての。今までのある学校に対しての計上なのですか。

(教育総務部副部長兼教育総務課長) 委員さんおっしゃるように、この

芝刈り委託料については24年から実施している学校全てと、あとは29年度に予定している鴻巣北小の部分も含めた形での委託料の総額を想定しております。

（加藤）これというのは、そのやってもらう相手というのは、その学校でみんなそれぞれ違うところをお願いしているのでしょうか。

（教育総務部副部長兼教育総務課長）委託については、各学校まちまちでございます。全て違う、基本的には学校を、今までやっている、いろいろなボランティアでやっていただいている方だとか、そういう方たちをお願いしているという、そういう形になります。

（加藤）次行きます。

163ページ、青少年子育てのふれあい事業なのですけれども、ちょうどきのうですか、私昼休みの休憩にしたらラジオで流れていて、それを中学校の子どもたちが赤ちゃんと接するというふうなことでありますよと、そんなことをちょうど放送で流れていたのです、休憩室で。きのうの。その日程が3月の22日と何か23みたいな、そういうことで言っていたかと思うのですが、中学校は3年生はもちろん卒業してしまうけれども、まだ学校が休みになっていない日程なのかなってちょっと思ったのですけれども、どうなのでしょう。

（こども未来課長）先ほどの質問は、青少年子育てふれあい体験事業ということでよろしかったでしょうか。

（加藤）中学生と何か赤ちゃんのというふうな。

（こども未来課長）こちらにつきましては、当然中学校の授業といえますか、その中でになります。休み期間中ですのでできないものですから、これは各中学校と打ち合わせをさせていただきまして、ではいつごろ開催ができるかというのを打ち合わせさせていただいているところなのです。その中で、今回3月に開催する予定のところなのですけれども、鴻巣北中、それから川里中が3月中に開催をする予定になっておるところです。

以上です。

（加藤）これ2年生と違って学年は決まっているのですか。

(こども未来課長) 学年につきましては、1年生、2年生それぞれ、どちらがどっちというのはちょっと資料がなかったものですからなのですが、1学年を対象にしていることになります。

(加藤) では、まずおおよそ何人ぐらいの中学生が体験できるのですか。

(こども未来課長) 今のところの予定ですと、鴻巣北中が116名、川里中が83名ということ聞いております。

以上です。

(加藤) 次行きます。

181ページの田間宮小の児童クラブが4月から開設というふうなことで、以前の説明の中で80人規模ということですが、40人でスタートするということですが、余裕を持ったそういう施設というふうな理解でよろしいのですか。80人が定員というか、だけれども、40人というふうなことでスタートということは余裕を持ったというふうなことでよろしいのですか。

(保育課長) 施設の規模は、80人規模の施設でございます。初年度につきましては40人規模でやりたいというふうなご希望もございましたし、入室児童を見ましてもちょうどそのぐらいで、ちょうどよかったので、市と協議をしまして40人でスタートすることにいたしました。

以上です。

(加藤) あと1点だけ。

349ページの文化のいろんな関係なのですけれども、ここ近年ちょっと文化団体の数が減っているというふうなことにちょっと認識しているのですけれども、なぜそういうふうな状況になっているかという要因的なものは何か、わかるようでしたら教えてください。

(生涯学習課長) 文化団体連合会の当然団数、または会員数、そういった部分につきましては、やはり高齢化という部分が主な要因での減少傾向かと思われれます。

以上でございます。

(委員長) では次が、田中委員の質問を許可いたします。

(田中) 137ページお願いいたします。

民生児童委員活動支援事業で、先ほど推薦委員会のほうの人数とかは説明があったのですけれども、民生委員もたしか260ぐらいに言っていたような気がしたのですけれども、下のほうのその数字を民生委員協議会補助金で割れば、その民生委員に対する支払いが出るのかなというふうに思ったのですけれども、それ以外に民生委員に対しては払われているものがあるのかどうかということをお聞きします。

(福祉こども部参事兼福祉課長)民生委員に対する活動費ということで、一般の委員さんにつきましては月額9,000円、地区の会長さんにつきましては月額1万円の活動費をお支払いしております。そのほかに地区の運営の運営費といたしまして、10地区に分かれているわけですが、その地区ごとに委員さんの人数が異なりますので、20人の地区におきましては1地区あたり20万円、18人の地区につきましては18万円、12人の地区が2地区ありまして、そちらは13万円ということで、地区ごとの運営費です。また、市全体の連合会費というのがございます。こちらのほうの連合会費につきましては、全部で268万8,000円ほど連合会の活動費としての部分がございます。

以上です。

(田中) 335ページお願いします。

先ほど学校給食の件を、アレルギー対応聞いたのですけれども、未納者の、給食費の未納の関係の、今はそんなに話題に乗らないのですけれども、前乗ったときちょっと未納の人が多かったのですが、今の現時点ではどのように推移しているのでしょうか。

(中学校給食センター所長) 2月の23日現在でとられた数字でお答えいたします。

小学校の分につきましては、28年度分の12月までの分の収納を締めた部分ですが、7人滞納がありまして、7万7,900円。27年度、過年度分につきましては、1校だけお一人いらして、2万8,700円という現状です。

それから、中学校につきましては、12月分までの収納分なのですが、61人で78万8,040円。過年度分につきましては、平成27年度分が24人で60

万8,300円。26年度以前につきましては、29人で75万5,963円ということで未納となっております。ただ、この後就学援助等を使いまして準要保護という処置も行いますので、その分もこの後この部分は減っていくという状況にはなると思います。

以上です。

(田中) 次に、349ページお願いします。

成人式開催事業なのですが、いつも思うのですけれども、実行委員の応募の仕方というか、各学校で大体何人かずつ来ているかなという感じがするのですが、その辺の割り振りというか、ただ募集して来ただけなのか、その辺ちょっとお聞きしたいのですが。

(生涯学習課長) この成人式実行委員につきましては、各中学校、8校ございますが、それぞれ1校につき3名の実行委員を選出いただいております。それに合わせまして、広報のほうで学校を通さずに自身からの自薦という形でのその部分の枠も設けておりまして、実行委員会形式を持っております。

以上でございます。

(田中) 最後に、379ページ。

児童生徒健康安全管理事業で、学校嘱託医の関係で、その学校嘱託医の活動というか、大体おおよそはわかるのですけれども、こういうこともしているのだよとかというのがあるかもしれないので、ちょっとその辺の説明をお願いしたいのですが。

(学校支援課長) 基本的には、学校の中で行われています児童生徒の健康診断、こちらを中心に行っております。

以上でございます。

(委員長) では、続きまして竹田委員の質問を許可いたします。

(竹田) まず、323ページをお願いいたします。

中学生社会体験チャレンジ事業、多分いろんな職場に出かけて行って体験しているのだと思うのですけれども、先日新聞を読んでいたたら社会体験に当たってはいわゆる労働基準法というのですか、今たまたま高橋まつりさんが自殺したこともあって、労働者としての基礎的な知識を

身につけるといふことが大事と、多分本庄市だったと思うのですけれども、社会保険労務士から話を聞いて、働くに当たってのいろんなルールを学んでいるのだよということが報道されていたのですけれども、私も中学、高校、大学といつて、やっぱり働く人の環境をどう持つていくかといふのはしっかりと身につけていかないと本当に企業戦士になって、最後心を病んでしまつて残念なことになってしまうといふこともあるので、今後例えば中学生の社会体験チャレンジ事業に当たつては働く皆さんのルールといふか、働く人にとってこつういふ皆さんを守るルールがあるのですよといふことで、社会保険労務士なども呼んだ学習会といふのかな、なんかは取り入れられないのかしらと思つたものですから、ちよつと済みません、あえて質問させていただきます。

（学校支援課長）現段階では、職場体験を通して勤労の社会的意味や勤労に伴う責任や義務、勤労に必要な社会性等を学習させております。もちろん事業所に行く前に学校等で事前指導もしますし、事後指導もしておりますので、現段階ではまだその段階ではないと考えております。以上でございます。

（竹田）続いて、335ページと345ページに児童の就学援助について、それから中学生の生徒の就学援助についてといふことで、準要保護世帯の就学援助制度が載つていふのですけれども、いろんところで今就学援助については注目されておまして、板橋区では小学校6年生の時点で就学援助を受けていると中学生の入学準備金が事前に支給されるのだそつうです。ですので、そつういふところではやはり入学するに当たつて非常にお金がかかるといふことがあります、実際に教育委員会では小学校で入学時点で幾らかかる、中学校で入学時点で幾らかかるといふふう認識しておられるのか、ちよつとお伺いしたいと思つます。

（学校教育部副部長兼学務課長）今実際にここで幾ら幾らといふのはお答えできないのですけれども、認識はしております。

（竹田）私もちよつと中学の入学準備金の件で、鴻巣市内では主に大きくやつていらつしゃる、さどやさんといふところが一番いろいふことをやつていふよといふので教えていただいて、幾らくらいかかるのです

かって言ったら、制服とかジャージとか、靴とかかばんとかみんな指定されているもので、大体七、八万はかかりますよというふうにおっしゃったのです。だけれども、実際に就学援助金の制度を見ると約2万3,000円くらいですよ。中学のときの入学準備金という点では七、八万をやはり払わなくてはいけないという点では、ちょっと生活保護の入学のための準備金、準備費用というところを見ると、中学校の入学準備金では4万7,400円、生活保護のいわゆる要保護世帯では4万7,400円いただけるのですけれども、準要保護世帯では2万3,550円という点では、生活保護を受ける水準ではないけれども、いわゆる1.3倍ということでしたので、例えば生活保護水準までせめて持っていけるかどうかということが検討していただきたいなというふうに思っているのですけれども、いかがなのでしょう。

（学校教育部副部長兼学務課長）竹田委員さんのおっしゃるとおりでございます。入学前の準備金に関しましては今現在増額される予定でおります。

（竹田）そしたら、今度ホームページを見ると就学援助のところに行くのですけれども、どういう世帯が受けれるとか、幾らもらえますよというところまでになかなかとり着かないので、ホームページのところを受けられる所得の目安とか、これだけ受けれるよということも含めてぜひ積極的にアピールしていただくとうれしいなというふうに思いますので、ホームページのほうの改修についてもご検討いただけるかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

（学校教育部副部長兼学務課長）現在就学援助制度につきましては、周知の方法について毎年度当初にお知らせするという方法をとって、確実にその周知のほうは進んできております。ホームページについては、もう一度見てみまして、必要なものがありましたらその辺については改善していきたいというふうに考えております。

（竹田）最後、私本会議でちょっと備品の件で質問させていただいて、今度はちょっと具体的にお聞きしますけれども、中央公民館のロビーのソファにガムテープでとめてあったというのをごらんいただいている

かどうか、ちょっとご確認いただいで、ここの部分については早急に改善をお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。ご確認いただいでいるかどうかをちょっと。

（生涯学習課長）早急に現場確認いたしまして、対応のほうを検討させていただきたいと思います。

（委員長）では次に、潮田委員の質疑を許可いたします。

（潮田）379ページのインフルエンザ予防接種補助金の件であります。これは学校支援課になりますけれども、これ今年度から、29年度からということでございますが、この400万円、どのような形での予防接種になっていくのか。通常の健康づくり課でやっているような予防接種とまた違うやり方なのか。子どもたちへの周知。何でも一番最初するときというのはなかなか周知がきちっと届かなくて、利用し切らない場合もあるかと思うのですけれども、実質的にはこれは秋から冬にかけてになるかと思いますが、どのような形で行っていくのか、お願いいたします。

（学校支援課長）インフルエンザ予防接種の助成につきましては、保護者の方などが医療機関の窓口で支払った費用を市教育委員会に請求する償還払いとし、助成額の上限を4,000円と考えております。かかった費用が4,000円を超えない場合はその全額が助成額となりますので、一律ではなく、統一はいたしません。請求書の様式につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、周知のことをございます。各学校には校長会議などで説明し、中学校を通して各家庭に資料を配布し、周知してまいります。また、学校からも学校だよりや保健だよりなどでの案内、懇談会や進路指導の面接などでの案内など、さまざまな場を通して保護者に周知を図るよう依頼するとともに、市のホームページや広報かがやきなどを通して広く周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

（潮田）わかりました。

償還払いということになると、振り込みか何かで戻す形をとるのでしょうか。



(学校支援課長) 最終的にそんな形になると思いますが、それにつきましては今後また考えてまいりたいと思います。

(潮田) 続きまして、371ページの図書館のほうになります。

今回予算の参考資料のほうによりますと、図書館管理運営事業のところで一部新規というふうになっておりまして、学校図書館への人的支援を行うというふうになっております。読書通帳の件は先ほどお話がありましたので、いいのですけれども、学校図書館への人的支援について29年度どのような形をとるのか、お願いいたします。

(生涯学習課長) 学校図書館支援事業につきましては、現在指定管理者の任期満了、平成30年度までに順次小中学校に配置できるよう計画を進めております。この事業につきましては、図書室の環境整備、読書推進、事業支援を行うものでございまして、平成26年度より開始しており、初年度におきましては2校から始まり、来年度、平成29年度までに18校の配置を、平成30年度には9校を予定しており、7名のスタッフの対応で配置をさせていただきます。平成26年度のこの2校につきましては、既に本年度の28年度で3年間続けて配置のほうが終了となります。この3年間、この間におきましても各学校のほうからこれらの成果が上げられたことに関しまして感謝の言葉等もいただいております。また、先ほど申し上げましたように、限られた7名のスタッフの数でもございますので、3年間取り組んだ学校等につきましては一旦配置等を中止し、まだ配置をされていない学校、平成30年度はまだ9校残っておりますので、30年度のほうへ回す考えで予定をしております。しかしながら、せっかく3年間かけましてそれぞれ環境整備が整った学校をそのままサポートしないということではなく、図書館担当職員のほうが定期的に電話または巡回等をしながら、しっかりと指導、助言等をサポートしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(潮田) この図書館が指定管理になるに当たって、学校図書館の充実というのを私としても訴えておりましたので、それがなかったら指定管理にする意味がないということはずっと言っておりましたので、これによ

かったと思います。

あと1点だけ最後。本会議でも少しあったのですけれども、347ページ、吹上北側生涯学習施設建設事業、これが文福ですよ。済みません。これ現時点では基本設計が終わっていたのでしょうか。大体のめど、本会議でも余り明確にはならなかったかとは思いますが、大体いつぐらいをめどにというふうに考えたらよろしいでしょうか。

(教育総務部副部長兼教育総務課長) 吹上北側生涯学習建設事業につきましては、平成27年度で実施設計まで終了しております。着手につきましてはまだ調整中のごさいます、まず吹上駅の自由通路のほうの安全対策事業が優先ということで、たしか29年度は設計ですか、そちらのほうをやって額が確定するという形になっていきますので、まずそちらのほうの安全対策事業のほうを優先にして、その後になろうかということで先日市長のほうからも話があったと思います。

以上です。

(潮田) ということは、今の時点ではまだもう何もわからない、実施設計までは終わっているけれども、ここから先はまだ見えないということになるのでしょうか。

(休憩しての声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時12分)



(開議 午後2時12分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
続きまして、矢島副委員長の質疑を許します。

(矢島) それでは、またお願いします。

381ページ、鴻巣地域体育施設管理運営事業。これだけではないのですけれども、補正でもあったのですけれども、施設の使用料の算出の根拠について伺います。どのような算出根拠をもって使用料を算出しているのかお聞かせください。

(スポーツ健康課長) このたびの使用料の改定ということで上げさせて

いただいておりますが、主に総合体育館とコスモスアリーナふきあげの使用料が合併以来かなりの格差があるということで、合併当時はでき上がった年度の違いによる施設の違いということでご理解をいただいていたところなのですけれども、平成26年度に総合体育館の改修工事が終わったということで、ほぼ施設の違いというのがなくなったというところで、ある程度の、同じ市内にある総合型の体育館でございますので、価格が統一されていたほうがよろしいだろうということで今回改定お願いしているところでございますが、価格の設定については35年前に総合体育館のほうは価格設定がされておまして、それ以来一度も金額を変更してございません。平成に入りましてからでき上がったコスモスアリーナふきあげの利用料金に一気に同じ料金というわけにはいかないということの中で、目安として総合体育館の値上げ幅を2倍までというような形で考えまして、そちらのほうでまず総合体育館の金額のほうを設定させていただいて、そこに合わせる形でコスモスアリーナふきあげの金額を決めていったというような経緯がございます。当然周りの市町村の総合型の体育館の金額等も参考にはさせていただきましたが、やはり近隣の市町村の体育館よりは若干安目の設定という形になっているかと思っております。

（矢島）定期的に使用料の見直しというのをやっているのでしょうか。3年に1度とか、5年に1度とか。

（スポーツ健康課長）確かに物価とかのことを考えますとそれが理想だとは思いますが、どこの市町村もなかなか料金の改定というのは着手し切れていないような状況で、やはりでき上がったときの料金がそのまま来ているというところが多いかと思えます。埼玉県内でも、埼玉県の施設でありますスポーツ総合センターなんかもやはり三十何年間価格設定したままでして、この4月の1日から料金改定を行うというようなことで決まっているようでございます。

（矢島）使用料の算出については、地方自治法の中で条文の中にこういうふうな算出の仕方というものはないですけれども、地方自治法の逐条解説の中では公共施設にかかわる使用料の算出にはルールがあるのだ

よと、原価コストに受益者の負担率を掛けて算出しなさいというのがあるのではないですか。そういうふうに算出しているのかということを知りたいわけですね。なぜかという、近隣の料金がとか、市内の同様の施設がどうかとかというのはその後の問題であって、本来であればどういう料金設定をするのかという基本的なことが必要だと思うのです。それをしていないと市民に対しても説明がつかないと思うのです。これはスポーツ施設だけではなくて、そういった使用料を取っている施設全てにおいてなのですから、こういう性格の施設だから、受益者負担は何%とか、例えば道路だとか公園は100%公費ですよと、そのかわり下水だとか駐車場は100%利用者負担ですよとか、公民館については50、50でやりますよとか、そういうのを決めておかないと市民に対しての説明がつかないと思うので、スポーツ健康課だけではなくて、そういったものをこれからつくっていかうとしますか、しませんか。最後にお聞きいたします。

（健康づくり部長）使用の関係で、今の設定がほかのところを見ていると近隣だとか、そういうことで設定すると。ただ、今委員言ったように、その使用料の根拠というのはやっぱり受益者負担ないしは公的に負担するものとか、はっきりすべきだとは思っています。それはもうあるべきだと思います。ただ、それをどこまで反映させるかというのはなかなか難しいかなとは思っております。ちょっとある議員さんのほうからその辺の積算根拠とか、ほかの市のほうで、これ県外ですけども、見せてもらったのですけれども、そういう施設については50、50の負担割合とかあったのですけれども、なかなか今の状況でそれをできるかといったらちょっと難しいかなと思いますので、その辺今後の課題というか、ちょっと研究させてもらいたいかなとは思っております。

以上です。

（委員長）では、これで予定された追加分の質問時間を終了とさせていただきます。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 全体的には本会議でやりますが、何点か申し上げます。  
今回の来年度の予算は、特別職や議員の報酬の引き上げが行われる中で組まれています。この中で、1点目が総合体育館の利用料金が約2倍の値上げがされています……ごめんなさい、ちょっともう一度やり直させてください。済みません。申しわけない。来年度の予算は、子育て支援など、積極的な支援策も盛り込まれていることは評価できます。来年度の予算の中で、特別職や議員の報酬が引き上げられている一方で、総合体育館の利用料金が盛り込まれています。公共施設等総合管理計画を立て、市民の声を聞くというパブリックコメントの実施がされている中ですが、総合体育館の解体工事費や旧鴻巣図書館の不動産鑑定など、市民の声を聞くと言いながら、それを聞く前にこうした予算が組まれることに問題があります。また、敬老祝金も29年度は6,000円になったり、あるいは難病患者手当は1,000円のままなど、福祉の予算が削られた内容がある点を指摘し、反対といたします。

(潮田) 議案第20号 平成29年度一般会計予算につきまして、文教福祉常任委員会に付託された部分につきまして、賛成の立場で討論いたします。

まず、福祉の分野におきまして、コウノトリ助成金が不妊治療の検査、ハードルが低くなりました。このことにより、本来の少子化に寄与することになるというふうに思っております。また、生活困窮者自立支援事業の拡充、子育て世代包括支援センターの設置等、また教育の分野におきましては中学3年生のインフルエンザ予防接種、図書館事業の拡充、図書通帳の拡大、また緑の校庭の推進事業等、市民福祉の向上、子育て世代のサポート、教育環境の整備に配慮した予算であることから、賛成といたします。

(委員長) ほかに反対、または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第20号 平成29年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託され

た部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時23分)

◇

(開議 午後2時45分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

生涯学習課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

(生涯学習課長) 先ほどの矢島副委員長のご質問の中で、収蔵室にどれくらい保管されているのかというご質問につきましてお答えをさせていただきます。

土器などの出土品、民具等を全て換算しまして、プラスチックのコンテナの箱に800から900個程度。1つのコンテナに1つのものも入っておれば、石器等の部分の小さなものもございますので、コンテナの数という部分で大変恐縮でございますが、800から900あるということでございます。

以上でございます。

(委員長) では、ただいまの訂正についてはご了承いただきたいと思います。

次に、議案第15号 平成28年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(加藤) 2点ほど聞かせてください。

9ページのところの保健衛生普及事業なのですけれども、これががん検診の委託料が受診者増のためというふうな説明があったかと思うのです。

が、これは何の種類というか、どの項目のがん検診の受診者がふえたという結果なのでしょう。

（国保年金課長）がん検診につきましては、主立って申し上げますと増加しているのが乳がん、これ視触とマンモグラフィーによるものが214人、続きまして大腸がん552人、あとは前立腺がん105人、トータルしまして1,321人と申し上げてよろしいか、1件というふうに申し上げてよろしいかわかりませんが、そういう増加になっております。

（加藤）こんなにあれですか、予定よりも。見込みですよ。その当初予算の見込みよりもこんなに、乳がんが214人とか、大腸がんが550人、トータルで1,321人。こんなにふえたということは、平成27年から比較しますと大分受診者の率が多くなっているというふうな判断でよろしいのでしょうか。

（国保年金課長）平成27年度の実績では、国民健康負担分としてトータル1万4,913人もしくは13件という形の検体の数になっておりますが、12月末までのものであるとこちらにつきましては1万4,981人。件数もしくは人数的にはさほどという気もするのですが、27年度が実は急激な伸びを示しておりまして、それは決算のときにも一部ご説明させていただいたと思うのですが、芸能人の方だとか、そういった方の報道部分が多かったのも、それを引き継いで28年度の予想をちょっと上回っているという形の中で増額の補正をさせていただくものです。

以上です。

（加藤）では、受診率としたらそれほど変わらないということだけでも、当初予算の予算計上分がちょっと少なかったというふうなことの理解になるのでしょうか。

（国保年金課長）こちらにつきましては、国保年金課のほうで受診券というものを出しているものではなくて、あくまでも保健センターのほうで行っている部分の国庫負担分という形になるので、受診者という形では先ほども申し上げたとおり横ばいみたいな形で国保の負担分は推移していると。全体の受診数については、それぞれの住民の方の受診になりますので、こちらのほうではちょっと把握はしておりません。

以上です。

(加藤) では、次行きます。

その下の特定健診のほうなのですが、これは逆に3,800万の減額、これ6月から10月までの期間にもし受ける方は受けるというふうになっているわけですね。それが少なかったがために3,800万が浮いてしまったという、結局そういうことですね。逆にそんなにやっぱり今回は特定健診を受ける方が少なかったということになるのですね。

(国保年金課長) 特定健診につきましては、実施計画に基づいて平成28年度受診率55%という数値を目標設定しておりました。これにつきましては、12月末までの集計ですと受診者数につきましては9,111人、昨年の実績で申し上げますと9,398人。人数的には多少ちょっと減っているという部分になりますけれども、受診券の発行件数が28年度2万3,738、27年度につきましては2万4,919、受診率で申し上げますと28年度は38.38、27年度は37.71ということなので、受診率自体は増加しているということになります。こちらの特定健診以外に人間ドックというものもいわゆるみなし検診としてみなされるといふ部分がありますので、法定報告においては昨年43%という形で報告あるのですけれども、これを上回るような予測はしております。

以上です。

(潮田) 今加藤委員の質問のちょっと続きのように一見なるのですけれども、9ページのがん検診。先ほど全体のがんの検診が27年1万4,913人で、28年……

(何事か声あり)

(潮田) 27年が1万4,913人でいいんですけど。

(はいの声あり)

(潮田) ですよ。28年が1万4,981人。

(何事か声あり)

(潮田) はい。28年のほうは、これまだ、2月の乳がん検診が入りますから、12月の時点よりも急激にふえるかな、1回につき100人ぐらいずつふえるわけですから、それプラス子宮がん検診も2月末までというふう



になりますともうちょっとふえるかなというふうに思うので、それからすると28年度はさらにもうちょっとふえて、ふえるからこの増額ということによろしいのでしょうか。

(国保年金課長) おっしゃるとおり、これから乳がん検診とその部分が多分加算されて国保のということになってくるかと思えます。しかし、国保のこの乳がん検診の要綱によりますと、予算の範囲内ということになってきます。私どものほうとしては、当初予算5,500万ほど盛ってましたので、ここで本来であれば算出されるのは6,250万という金額が本来は出てくるのですけれども、国保の負担分という形では今年度一応トータルすると6,200万の負担をするということで補正のほうは見ております。以後2月検診の部分は入ってくるかと思うのですが、これをどういうふうに捉えるか。あくまでも要綱上は予算の範囲内、例えばこれが5,000万ということであれば5,000万の支出にしますし、今回受診件数も伸びるという中で6,200万円を国保のほうとしては負担するという意向を示すためにこういった増額の補正をさせていただいております。以上です。

(潮田) 済みません。今の6,200万円というのはどこの数字ですか。700万……

(何事か声あり)

(潮田) 了解しました。ありがとうございます。

もう一点は、8ページの保険支払準備基金利子で、これが1,822万8,000円。ということは、この元本のほうは幾らになるのでしょうか。

(国保年金課長) 現在の基金残高、まだ取り崩しのほうを行っておりませんので、11億3,076万9,937円になっております。以上です。

(潮田) その金額というのは、鴻巣市の国保会計の全体からすると数字的には妥当な数字というふうにとってよろしいのでしょうか。

(国保年金課長) 支払準備基金につきましては、年度当初どうしても取り崩しがありませんので、11億3,000万円という金額が残っているというのは事実です。ですけれども、今回28年度に6億3,000万程度取り崩すと

ということで予定しておりますので、結果的には積み立てもするという部分になると翌年度に繰り越すのは7億円程度になります。ここ数年の基金の考え方というのが医療給付の1カ月分ということで、6億もしくは7億という金額を残すというような論調になっておりますが、この基金のあり方についても当然考えなくてはいけないという部分にありますので、今後その6億ではなくて例えば広域化に合わせて幾らにするのかという議論は必要かと思いますが、今のところ医療給付の1カ月分という形で残す形にはなっております。

以上です。

（潮田）少しページが戻って申しわけないのですがけれども、9ページの歳出のところで、高額医療費共同事業拠出金。この増額の分というのは、これは鴻巣市の高額医療費がふえたからというのではなくて、この計算根拠というのはどういったもので増額になっているものなのでしょうか。

（国保年金課長）高額医療費の共同事業につきましては、それぞれ保険者間の調整、負担の均衡という部分があります。当然鴻巣の医療費、高額の部分が多いという部分が反映されることになります。過去3年間の部分、そういった部分を反映して国保連合会のほうでそれぞれ拠出金は幾ら、交付金は幾らという形にはなってきます。高額医療費の部分については、原則的には80万円を超える部分と1円から80万円の部分ということで、それぞれ対象になる医療の金額というのが変わってきます。80万以上については、そこに国、県という部分が一部補助があるというのがあります。しかし、1円から80万円の医療費の高額、保険財政という形にはなるのですけれども、これについてはあくまでも保険者間の調整。医療の高騰の原因というのは、ここ数年の高度医療というか、あとは薬剤の部分が多いのではないかという一説があります。多分ご存じの方もいらっしゃるかと思うのですが、C型肝炎薬もしくはがんの抗がん剤という部分が認可になったという部分が大きいという国保連合会の説明も受けております。

以上です。

(竹田) 皆さんがやっているがん検診ですけれども、これは国保加入者の増額分ですよ。いわゆる大腸がん検診というのは一般検診ですよ。だから、一般会計の補正はでも出なかったということは、予算の範囲内だったということをして一般会計では見て、国保会計では5,500万を6,200万にしているということの、ちょっとそういう会計のやりくりになっているのかなというのを確認させていただきたいと。

(国保年金課長) このがん検診につきましては、市民の方が皆さん受けられるという部分、これに対して国保はなぜ負担するのかといいますと、国の調整交付金の対象にがん検診の要綱があるということになります。そうしますと、国保単独でがん検診をやるということになると、一般市民の方は両方、2回受けるということは通常あり得ませんので、その部分国保が負担をして補助金の部分を頂戴するというような流れの中で国保負担分ということを行うということになっています。ただ、全部を国保会計で持つということになりますと膨大な金額になってきますので、ある一定のライン、予算の範囲内という部分で要綱のほうは作成させていただいているところです。

以上です。

(健康づくり課長) 一般会計との絡みですけれども、まだ集計完全ではないのですが、がん検診、国保の部分を含めて一緒に検診やっています、予算のほうもうちのほうで支払いをしますけれども、昨年と比べるとちょっと受診率が低目な部分はあります。ですので、受診率が低いということは支出が少ないのですが、それ国保の部分は伸びているというか、ありますから、予算上の相殺といいますか、支出の部分については多くいただいてもそんな、差し引きはできるような状態になっています。ですから、一般会計の部分もふえているわけではないので、うちのほうは補正をしなくても耐えているということになります。

(竹田) インフルエンザがことしはやりましたよね。今この3月の段階で、12月くらいまでの動きの状況だというふうに思うのですけれども、実際には、出納閉鎖は5月ですけれども、インフルエンザのはやった流行のもとに国保加入者でインフルエンザの患者さんの部分というのは今

後影響が予測されるのでしょうか。

（国保年金課長）インフルエンザにつきましては、やはり流行する時期というのが早ければ12月、1月ぐらいからなってきます。今後の請求の中で、1月診療分、2月診療分というのがこれから国保連合会から請求があるのですが、相当数伸びるといえるのは確実なのですけれども、それが毎年同じような時期に冬場は当然のごとく医療費というのは請求が大きくなってきているというのは事実です。ここ数年のやっぱり医療費の伸びというのは、確かに流行性のインフルエンザ、あとはもうここ4月、5月になってくると花粉症による部分というのがあります。1年の中ではその部分というのが大きな波なのですけれども、全体を底上げしている要因としては、先ほど申し上げたとおりやっぱり薬価の高額化というのがあるという部分があります。ただ、国のほうで高額薬剤については単価のほうを引き下げるといえるのが新聞紙上でもありましたので、その辺がどのぐらいまで機能するかという部分に期待をしているところです。

以上です。

（竹田）続いて、10ページのところの国民健康保険支払準備基金の、これは利息分を1,822万8,000円。利息分だけですよね。さっきの原資はどのくらいあるのかというので11億3,076万円で、そのプラス1,822万8,000円やると約11億5,000万。取り崩して、残りは幾らですか。

（7億の声あり）

（竹田）7億。そうか。7億ね。

（委員長）さっきの答弁ではそうでした。

（竹田）ということは、今の段階で言うと国保は基金も積み立てることができるし、黒字だと。一般会計から入れているからあれですけど、でも約11億3,000万で7億円くらい残るといえることは、やっぱり全県の中では11億3,000万は非常に多い時期で、でも7億円残すといえることは余裕があるといえるか、一般会計から繰り入れている分で7億円の中の、済みません。ごめんなさい、ちょっと聞き方変えます。法定外のが7億で解釈していいのでしょうか。

(健康づくり部長) さっきちょっと課長言いましたけれども、11億というのは27年度末で11億と。28年当初では5億3,000万入れていますから、年度末になれば11億ですけれども、年度、28年4月になればその5億3,000万というのは予算上も入れていますから、11億ないのです。28年度末の残高は、予算上では今7億です。7億で、29年度、これから当初予算やりますけれども、5億3,000万入れると。そうすると、29年度4月1日の時点で、予算上では1億7,000万ぐらいしかないのです。そういう計算ということです。

(竹田) 先ほど当初に入れた分は、年度でいろいろこの中でいわゆる法定繰り入れ分として、ここの一般会計から繰り入れしたのが1,253万4,000円ですよ。

(基金の利子の声あり)

(竹田) うん。他会計からの繰り入れで、保険税の軽減分だから、これ法定の繰り入れ分ですよ。8ページの。

(国保年金課長) 本年度一般会計から繰り入れていただくものにつきましては、補正で保険税軽減分と保険税支援分、これについて1,253万4,000円、法定内の繰り入れということで一般会計の追加をしております。今回基金のほうに繰り入れるのは、そのもととある基金の利子という形で、その利子分は基金のほうに積み立てるとというのが基金条例のほうにございますので、その追加分をということにさせていただいております。

以上です。

(竹田) だから、今聞いたのは法定内ということだよ。法定繰り入れ分ですよ。ここの合計で、他会計の繰入金金が5億6,935万9,000円。8ページの。

(はい、全額法定内の声あり)

(竹田) そうですよ。全額……

(国保年金課長) 平成28年度は法定内の繰り入れのみという形で、5億6,935万9,000円という形になります。

(竹田) だから、私がちょっと言いたかったのは、法定というのは当た

り前のことで、規則に基づいて繰り入れる、いわゆる保険者の保険税を軽減する分だから、それはやらないとむしろ変だから、それは当たり前。では、保険税を引き下げるためのいわゆる法定外は一切やっていないのですねということを確認したかったのです。

（国保年金課長）平成28年度の法定外はございません。法定外の繰り入れについては、決して保険税の軽減だけに、保険税を下げるためだけという部分ではありませんので、例えば保険事業に入れる部分だとか相当数あります。そういった中で、現在の基金の金額が11億3,000万あるという中で、法定外のほうを頂戴しないで基金を活用するというような28年度の予算を組み立てております。

以上です。

（竹田）それで、お忙しい中、資料をつくっていただきましてありがとうございます。国保の加入者の滞納額の経年変化を見ていくと、滞納額が収納率を少し上げているということもあるのですけれども、7億5,243万円あるということを見れば、やっぱりもちろん中には決して負担能力あるにもかかわらず払わない人たちもいると思うのですけれども、でもやはり全体としては暮らしが大変で、払えない人たちがいるというところを見れば、法定外繰り入れを行うという考えが持てなかったのかどうか、ちょっと最後聞かせてください。

（国保年金課長）滞納額のお話がありましたけれども、過去には滞納金額12億から13億あったというのがここ七、八年前です。近年滞納金額が7億幾らという形で減った原因というのは、やはり収税対策室のほうの滞納処分、その滞納処分というのは決して徴収だけではなくて、預金調査だとか財産調査に基づいた不納欠損という部分が反映されての数字だと思っています。これについては、決してこの金額が多いか少ないかということで低所得者が多い、要するに払えない人が多いという部分だけではなくて、この中には悪質滞納者もいますし、追跡不能の方もいらっしゃるという中で、処分の結果がそういった形で少なくなってきたという部分です。法定外繰り入れにつきましては、あくまでも低所得者及び税の軽減のためだけに使う部分ではありませんので、今回についてはあ

くまでも11億という年度当初に持っている基金を有効活用して28年度はやっていくと。そのかわり、後ほど一般会計のほうに移るかと思うのですが、29年度の当初に法定外の繰り入れという形で組み替えたというような結果になります。決して一般会計のほうからここをずっと法定外を繰り入れないという部分ではなくて、基金の有効活用を図って、なおかつ平成30年度に向けて基金のあり方を考えるに当たってこういう方法をとらせていただいたということになります。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 毎年3月のときに、いわゆる法定外繰り入れをこれまでは行ってきています。今年度については、いわゆる法定繰り入れ分として約5億6,935万9,000円を入れていますが、相変わらず滞納者が多い中で、世帯の基準も所得がゼロの人たちが世帯数の約3割を占めている中ではまだまだ高い保険税であるという点から見ると、法定外繰り入れをもっとふやすべきであり、一般会計からの拠出がない点を指摘し、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第15号 平成28年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成28年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(潮田) 私が不勉強なので、よくわからなくてなのですけれども、6ページの一般会計繰出金2,000万、これというのは毎年こういうふうにあるものなのですか。ちょっとこれがよくわからなくてなのですけれども。

(国保年金課長) 後期高齢者の特別会計については、ほぼほぼ繰入金だとか、そういった中でやっているのですけれども、どうしても残る金額というのが、精算していない事務費相当分というのがございます。この金額が翌年度の繰越金という形で計上されることになりますけれども、一般会計のほうからいただいているものになりますので、ある一定の金額が蓄積されたということになって、今回2,000万円を返還するという形をとらせていただきました。毎年あるということではなくて、ある一定の金額、例えば1,000万単位とか、場合によっては500万円単位という形で一般会計のほうに返還という形を今後とらせていただくことになるかと思えます。

以上です。

(潮田) そうすると、逆にこれ、今回繰り出しですけれども、繰り入れはこの28年度でどのぐらいあったものなのでしょうか。

(国保年金課長) 一般会計の繰入金につきましては、5ページにあります2億2,279万8,000円という金額が一般会計のほうから繰り入れという形を頂戴しています。この中には市の事務費相当分も含まれておりますので、不用分というのがどうしても生じる。翌年度に精算という形ではなくて、今まで繰越金という形、予備費に蓄積されたものという形の中で今回返還するという方法をとらせていただきました。

以上です。



(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第18号 平成28年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成29年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(田中) 諸収入のところ、たしか交通事故の精算金か何かの話があったと思うのですが、先ほどの教育委員会のお話と、前に我々が勉強会で医師会と話ししたときに、日本スポーツ振興センター共済保険の話が出たのですけれども、スポーツセンター保険の場合は1,500円が最低払わなくてはならないということで、鴻巣の場合は15歳まで子ども医療費が無料化ということで、そちらを選択しないで、優先順位はそのスポーツ振興センター保険のほうなのですが、子ども医療費無料化の鴻巣市の国保のほうを選択するということなのなのですが、これというのは優先順位が違えているので、法律的には違法なのではないかなと思うのですが、そういう指導というのがなくて、要するに保護者の選択でそういう鴻巣市の

15歳までの医療費無料化のほうを選択しているというような実態があるようなのですけれども、それだと、よその市町村も同じであれば公平なのかもしれないですけれども、鴻巣市の今の時点では国保税がどうしてもちょっと高くなる要因が少しはあるのではないかなとは思っていますけれども、その辺は改善というのは考えておるのでしょうか。

（国保年金課長）ご質問は、第三者納付金というところの絡みでよろしいですか。

（田中）要するにさっきの諸収入で。だから、そういうのがあるかないかというのちょっと含めてなのですけれども。普通は精算するのが当たり前ではないかなとは思っていますけれども、実際はないのかなと思いまして聞いた次第なのですが。余りふさわしくないような質問であるならば取り下げて。

（委員長）簡潔にお願いします。

（田中）要するに交通事故の場合は国保を使っても強制的に精算、最後にされて国保に戻されると思うのですが、先ほどのスポーツ傷害、日本スポーツ振興センターの保険はそういうのが適用されていないのではないかなと思いましてお聞きしたのです。

（国保年金課長）まず、第三者行為のものからちょっと順を追って説明させていただきますと、原則交通事故というのは保険医療の対象にはならないというのは今までの通説でした。というのは、医療費が10割という部分、それで7割が保険者、3割が患者さん負担というのは通常の流れなのですけれども、交通事故等については10割というものではなくて、各医療機関のほうで15割、20割という部分を実は選択できるという制度が今まではあったのですけれども、これを使ってはいけないという規定ではなくて、申し出によって使うことができるので、現在は交通事故に遭った場合は損害保険会社もしくは被害者の、加害者のという流れで届け出を出してもらって、我々としてはその部分を保険会社のほうから頂戴をするという流れです。学校健康会とかという部分については、あくまでもけがだとかいう部分になるかと思うのです。加害者がいない部分については、保険給付の対象という形にはなると思っています。我々は、そ

の上がってきた医療で、7割の部分については各医療機関のほうから請求が上がった中でお支払いをします。その3割を例えばけがされた方が負担するのか、もしくは学校健康会のほうから、一説にはいわゆる4割相当分というのが出るのかという部分があるかと思うのですが、それを選択するかという形かどうかはこちらとしては、医療サイドからはちょっとわからないという形になります。

以上です。

(田中) それは、指導も何も言えない部分であるということ解釈してよろしいのですか。本人の選択次第だということなののでしょうか。

(国保年金課長) 少なくとも上がってくる診療報酬には何が原因かという部分が出てきませんので、一般的に例えばお子さんというか、その対象の方が医療機関で受診した場合はその傷病名は出てきますけれども、原因というのは実は出てこないのです。交通事故の場合はその疑いがあるだとかいう形の部分がありますけれども、それ以外については保険者のほうでは原因なりというのはちょっとわからないと。保険を使うのか、損害という形で使うのかはこちらのほうではちょっと判断つかないというところになります。

以上です。

(田中) 要するに、それ以上ちょっと言いづらいのですけれども、本来ならば優先順位に沿ってやれば気持ち保険料に、減額に反映されるのではないかなと思ひまして質問した次第でございます。

以上です。

(加藤) 1点だけお聞きしたいと思います。

がん検診についてなのですが、先般医師会の先生方と意見交換をしているときに、例えば大腸がんの検査をして何もなかったって言っても、それは本当に何も無いなんていうようなことはないかもしれないみたいな、そんな話が先生からあったかと思うのです。そんなこと言っていたらがん検診なんかする必要がないというふうな話につながっていったりしていいのではないですか。あと、乳がんの検診なんかマンモグラフィーでやっても、それではやっぱり見つからない部分があるとかというふうなこと

があるわけですがけれども、そういったことで、ではマンモグラフィーだけではなくて一歩また進めた中の検診方法とか、あと喉頭がんというのかな、喉頭がんというのですか、食道がんというのか、喉頭がんとか、そういうのも胃がん検診をすると同時に、集団検診では無理なのかもしれませんがけれども、医療機関で個別検診でやったときか何か、そういうものも同時にできるというふうなことで、結構今がんの患者がふえているというふうなことを聞いているのですけれども、先々マンモグラフィー以外のこととか、そういうことも導入してやるような考えというのは既にあるのでしょうか。全然そういうことってないのでしょうか。

（健康づくり課長）がん検診につきましては、あくまでも国の指針に沿って行うものですので、それ以外のものでやるということもゼロではないにしても、今のところ鴻巣市、本市においてのがん検診というのはがん検診における指針に沿って行うものでございます。

（加藤）今現在はそういうことでやっているのはわかるのですけれども、やはり早期発見、早期治療というふうなことでのがん検診ということですとずっとやってきているわけですから、より一層そういう医療費の減額を考えたときには、やはり本人負担がどのぐらいまで出せるとか、いろんなことを、またそういうことをやるに至ってはあるかもしれないのですけれども、ぜひそういったものも前向きに検討するようなことを進めていただきたいなというふうには思うのですが、もう絶対そういうことは、今までどおりのことつきり考えていないよと思うのか、いろんなことを含めた中で検討していただけるというふうにするのか、1点だけお聞かせください。

（健康づくり部副部長）鴻巣市医師会さんとは機会あるごとに意見交換会を行っております。そういった中で、当然こういったがん検診の実施についてもお話があるわけですので、当然そういったことについても今後両者間の中においての話し合いの場に出ると思われまますので、その都度検討していきたいと思えます。

以上です。

（竹田）29年度の予算は、昨年12月議会でしたよね、最高限度額を引

き上げて、医療分52万円、後期分を17万円、介護分を16万円にしたことを前提とした予算になっているということだと思います。そこをちょっと確認したいと思います。

(国保年金課長) 議決をいただいた限度額、85万円に改正したもので今回予算のほうを作成させていただいております。

(竹田) それで、ちょっとお尋ねなのですが、歳出のところ、4款前期高齢者納付等が588万2,000円になっていて、294.5%ふえている。その根拠は何かというと、支払基金へ193掛ける3万933人分としてなっていますということですよ。だけれども、前期高齢者の人数を見ると、1枚目のところに見ますと、平成29年の1月報告によると1万4,273人になっていますよね。前期高齢者。この1万4,273人と3万933人というのは、どういうことから導き出されるのでしょうか。

(国保年金課長) 済みません。先ほど予算の当初の説明の中で、私被保険者数とかを申し上げましたけれども、予算作成時、先ほど12月末の人数を申し上げてしまいました。お配りしたものは1月末のなっているので、その辺だけ、申しわけないのですが、訂正という形で捉えていただければと思うのですけれども、ご質問の3万何人というのは一般被保険者になります。前期高齢者の方の部分というのは皆さん、前期高齢者の方が負担するのではなくてということになります。上がった原因が単価が変わりました。先ほどありますとおり、一番右側も見ていただくと単価66円というものが今回193円という形に変わってしまいました。この金額になったので、増加率二百五十何%という形の増加率になってしまいます。

以上です。

(竹田) 理解が遅くて済みません。前期高齢者というのは、全員の国保加入者だけではなくて、全部の分ということだよ。3万何ぼということとは。

(何事か声あり)

(竹田) 3万933人。前年度が66円だったから、193円になったので、約3倍値上げになるということですよ。ということは、国保で全部の人

の分を見なければいけないということですよね。前期高齢者分を。各保険者でそれぞれ分担しましょうということだから、ちょっと私の単純な計算は、国保は国保に入っている人の分の前期高齢者分を負担すればいいのではないのというのが私のちょっと発想なのですけれども、3万933人というの、これは前期高齢者の全員分ですよということは他の保険に入っている人の分も見るというふうなことなのではないでしょうか。

（国保年金課長） 済みません。説明がちょっと足りなかったと思うのですけれども、3万933人というのはいわゆる一般被保険者と退職被保険者、国保の加入者という形になります。歳入のほうの被保険者の状況の中で、被保険者の数というのが26年度3万1,633人とか、27年度3万782人というのがあります。こういった流れの中で、いわゆる国保加入者として前期高齢者のいわゆるその制度に負担する人数ということになります。これは、各保険者がこういう金額を拠出し合って配当を受けるという制度になっておりますので、この単価が変わったとはいえ3倍近くにはなっているということになりますが、もらっている金額は前期高齢者の交付金という中で約43億頂戴していると。ここで言うと、予算だと5,800万円ほど出すけれども、もらうのは43億もらうのだというようなことになります。

（竹田） 済みません。ようやくわかりました。

それで、そうすると本当に今の国保の加入者の中で前期高齢者の割合が平成29年の1月1日現在約48.・・・%。どんどん高齢化してくるから、やはり高齢化率が高くなって医療もふえてくる。そういう中で市町村国保本当に大変だというのがこの数字を見ればわかります。皆さんの苦労はよくわかりました。そういう中でどう財源を確保するかという点では、国からいわゆる消費税上がった分の部分で3,400億円、そのうちの1,700億円を支給して国保への影響を少なくするということが言われているのですが、その部分というのは平成29年度の国保会計の中ではどう反映されてくるのでしょうか。

（国保年金課長） 30年度の広域化の中では、消費税の増額分3,400億円を使って各都道府県のほうに配分をしてやっていくのだという流れ、それ

と前倒し分というのがあります。これは、保険者支援分という形で配分されるといふ部分があります。これは、各国保の保険者がどれだけ努力をしているのか、何もしていないところにはやらないよという形です。一般的には、療養給付費負担金という部分が国のほうから来ます。これは、医療費の32%相当が交付されると。それ以外に調整交付金という制度。これは9%。国、県がそれぞれ9%とは言っています。原則的には、この9%のうち7%と2%という形で、普通調整交付金と特別調整交付金と分かれています。そのいわゆる消費税の増加分、前倒し分というのはこの2%の部分に含まれている要旨になります。先ほど申し上げたとおり、何かしないともしくは努力しないこの2%の部分がふえないということになってきますので、逆返すとこの2%ももらえないかもしれません。今私どものほうでその部分については申請をしているという部分がありますけれども、もらえるとも言えないし、もらえないとも言えないという中で、29年度は前年並みぐらいの予算措置をとりあえずさせていただいているというところでは、この金額がもらえるかもらえないかによって繰り越しする金額が出るのかもしくは基金として積み立てる金額を目標に持っていますけれども、これが積み立てられるのかという部分が1つキーワード的にはなってくるかと思えます。いずれにしても、29年度は申しわけないのですが、定率の国庫負担ではありませんので、前年並みもしくは多少増加するような形で予算のほうは計上させていただいているのが実情でございます。

以上です。

（竹田）本当に今の話聞いて、私の感想は消費税分上げておいて社会保障に回すとかって言うっておきながら、いざ努力しないとその3,400億円の半分の分も上げないよということを前提に、来年度の国保会計は安定的な部分での財政調整交付金を組んだという解釈でいいわけですか。確実なところの。

（国保年金課長）基本的には、財政調整交付金も普通調整交付金という部分があります。退職者医療制度がなくなって、その部分が国からの補助がふえるという部分もあります。先ほど言った特別調整交付金につい

ては不明確な部分というのがありますので、あくまでもこちらとしてはこの金額がもらえるのではないかという算定はしておりますが、場合によっては変動割合というのもありますので、一概には言えません。期待するところは、できる限りこちらのほうとしてはもらえるものは申請を出してというところで努力しているということになります。

以上です。

（竹田）よくわかりました。本当に市町村は高齢化してくる中で苦しみながら頑張っていて、消費税も払っているにもかかわらず、国からは自然増分をなかなかしっかりと見てくれない中で、いわゆる3,400億円来るということそのものが非常に厳しいなというふうに思いました。そういう点からいうと、来年度は一般会計の法定外繰り入れを約2億3,000万入れているという解釈でいいですね。

（国保年金課長）補正の中でもちょっとお話をさせていただきましたけれども、通常であれば年度当初にこの2億3,000万ってないと思うのですが、28年度は基金を活用して29年度の当初のほうに組み込んだという部分があります。この法定外、本来であれば国保税で全部を賄うというのが理想ですけれども、なかなかそうもいかないというのが事実でありまして、当初のほうに組み込みをさせていただいたという事実です。基金については、これからの平成30年度の基金のあり方も含めて考えていく必要がありますので、基金条例も含めて30年度に合わせて改正することが必要とは考えておりますが、今後の広域化の流れの中で各市町村の様子を見ながら対応していただければと思っています。

以上です。

（潮田）済みません。歳出のほうのところの1カ月医療費、高額診療上位のところがありますけれども、この表があるのですが、これ1カ月当たりの医療費がこの金額ですけれども、この1から5番までのお方というのはこれ結局何カ月ぐらい、要はお一人が1年間だとどのくらいな金額になるのでしょうか。

（国保年金課長）こちらにつきましては、正直に申し上げまして傷病名が心臓関係のものが多いです。ここの席で例えばこういう方が何カ月入



院しているのかどうかということをお願いしていいのかというのが1つありますけれども、一番上というふうに申し上げますけれども、これにつきましては1カ月入院はございません。察していただければと思うのですが、その後の受診はないということです。

（潮田）表現難しいかと思うのですけれども、やはりこれ1カ月、この金額1カ月だけでこれだけですけれども、やっぱり年間というふうになると2番目以降の方とかも結構な金額になるということによろしいでしょうか。

（国保年金課長）心臓疾患の手術については、手術自体が高額になるという部分もありますけれども、その後再手術という形であれば高額になるかと思う、当然その金額が続くという形にはなるかと思うのですけれども、基本的には経過観察、入院がどのくらい続くかということになるので、これは恐らくなのですが、手術の部分がこういった金額になってくる部分。必ずしもこういう上位の金額が2カ月、3カ月、4カ月もしくは1年続くということではないということになります。以上です。

（潮田）今国のほうでセルフメディケーションがことしから始まりまして、なるべく医療費を抑制ということになっていきますけれども、そういったこと、国保のほうからの周知というのは何かされる予定とかというのはあるのでしょうか。

（国保年金課長）セルフメディケーションにつきましては、一般的にはスイッチOCTという形の中で、税制の中でも優遇というか、新しく医療費控除というのが来年の申告から受ける形になるかと思うのです。今後現在データヘルス計画をつくる中で、例えばジェネリック医薬品の活用だとかセルフメディケーションというような形をどういうふうに持っていくかというのは計画の中で盛り込めたらなという形は意向は持っています。ただ、実際問題として、医薬品についてどれを選択するかというのはあくまでも患者さんもしくは医療機関に行くのか、薬局に行くのかというところもありますので、こういう制度、例えば医療費控除というのが税制になったのだよという部分が広く知れ渡った中で自然とやって

いくのか、もしくはデータヘルス計画という中でこういった形でPR、もしくは周知できるのかという部分は検討する必要があると思います。いずれにしても新しくここ昨年あたりから言葉とかいうところも出てきましたので、その動向というのをちょっと観察したいなというところは正直感じております。

以上です。

(潮田) セルフメディケーションについては、税制の関係もありますので、ですけれどもこれやっぱり周知していくのがどこが周知していくかというふうになるとやはり国保とかがやっていくのが医療費抑制という意味でもいいのではないかなというふうに思いましたので、この周知については、これがすぐに結果が出るものではないとは思うのですけれども、大事なことはないかなというふうに思いましたので、言わせていただきました。

私のほうからは以上です。

(委員長) 他に質疑はありませんか。 暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時08分)



(開議 午後4時08分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ありませんか。

(野本) 今潮田委員からセルフメディケーションの質問があったのですが、これも薬剤師会さんとのやりとりの中でも出てきた内容でもあって、薬剤師会さんの感想としてはそれを税制を受けるにはちょっとハードルが、条件が幾つもあるという、研修を受けていなければということだったり、あるということで、逆に言うと検診を受けている人数とか、そういうところから何人くらいが対象になると考えられるかというのは推定できるでしょうか。

(国保年金課長) 確かにハードルが、検診を受けた結果だとかいう形で出ているのは事実です。それで、これ医療費控除の部分について、その部分というのはまだ多分決まっていないかと思うのです。今の状況から

いうと、例えば健診を受けて医療に受けるのではなくて、セルフメディケーションという形で医薬にだとかという部分になるかと思うのですけれども、これが健診結果だとか、もしくは医師の介入の度合いによって変わってきてしまうと思うのです。特定健診だとか、その中でメタボの部分という部分で保健指導に流れていくのですけれども、今後特定健診についても見直しというのは30年度から35年の計画を現在つくる中で、国の指針の中でそれが盛り込まれるかどうかというのも1つあるかと思うのです。指導の中で医療にかかったほうがいいよという部分もあるし、いや、そういった形のセルフメディケーションというのでやっていくという方法もあるでしょうし、それがちょっとどの割合というふうになるのかというのは現在ちょっと予測がつかない。これは、あくまでも利用される方が選択する形になってくると思いますので、指導的な立場で例えば医療にかかりなさいということを強調するのか、違うこういう医薬品があるから、こっちを利用したほうがいいのかという部分は指導する中ではちょっと厳しいかなというのが正直なところの感想になります。以上です。

（野本） そうすると、この医療費を抑制するためという意味合いがあると思うのですけれども、これは使ったほうがいいのかと思うのは国保財政の担当といいますか、部署が使ったほうがいいのかというべきなのかなと。一体どこが推進役になればいいのでしょうか。それがやっぱりわからないと何か制度だけはあるけれども、誰もやろうというか、進められる推進力にならないような気がするのです。

（国保年金課長） 今のところ、医療サイドからいうと、私どものほうからいうとそっちのほうに流れてくれたほうが医療だとか薬剤のほうからの7割という部分が来ないというのは実際のところです。そういった流れの中で、例えばジェネリックを使ってくださいという形をとるのは一向に構わないと思うのですが、これが例えば同じ成分があるから、こっちのほうの医薬品を選択したほうがというのは、これはこちらのほうからはなかなか言いづらい。ただ、そういう制度があるよと、そういう流れがあるのだよと、税制的にも優遇が出るのだよというのは広くアピー

ルする必要があると思うのですが、何分にも今の国保制度の中でそれを推奨するというようないわゆるメニューというのが余り見受けられないので、それも含めて例えばデータヘルスの計画の中で少しでもPRできればなというところは考えていますが、実情として、今現在という単体だと、それを広く周知するのが国保の役目かもしれませんが、国なり県のほうのそういういわゆるメニューが今のところないというのが事実です。

以上です。

(野本) そういう意味では、せっかく制度できた、それを活用して成果を得ていくためには、使い方のマニュアルと申しますか、マニュアルも必要だし、計画も必要だし、それを推進する推進原動力となる部署がこれとこれを条件そろえると適用になりますよというようなことが必要であり、またそれをしないと何か余り進みそうもないというふうに感じてしまうのですが、今後そういう部分についてはこれからやっぱり検討していただくということになるのですか。

(国保年金課長) 基本的にやっぱり医療って、さっきのちょっと話題にもありましたかかりつけ医だとか、今はかかりつけ薬局という部分も出てきています。例えば検診を受けた方が医療機関に行くのではなくて、なじみの薬局に行って検診の話題が出たときにその数値か何かを申し上げたときに、ああ、ではそっちのこういう薬があるよという形でセルフメディケーションという部分の活用していただくのは一向に私はいいと思うのですが、その部分をいかに知らせるかというのは確かに保険者としての有効な手段だと思います。医療費抑制という部分に頼るのかもしくは健康増進のためというふうに頼るのかは文言は別にして保険者の役目だとは思いますが、今現在として指針なり、そういう例えば国の調整交付金の中のプログラムというのですか、にはちょっと出ていないと。ジェネリック医薬品だとか医療費通知を出したら評価が上がるとかという、そういう指針はあるのですけれども、今のところちょっと出ていないと。今後当然その部分についてはしなくてはいけない、保険者の義務としてやっていかななくてははいけないという指針は出るだろうという予測

はありますけれども、一応現状としてはということになります。  
以上です。

(副委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時15分)

◇

(開議 午後4時15分)

(委員長) それでは、再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。もうよろしいですか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 来年度の国保会計ですが、当初からいわゆる法定外繰り入れを2億3,000万円入れているものは評価できますが、国保税の限度額を医療分で52万円、後期分で17万円、介護分で16万円と、限度額を前年の77万から85万円に引き上げる内容を盛り込んだ予算であります。そういう点からいうと、法定外繰り入れは一人頭2億3,000万円を被保険者2万7,770円であるということを見るならば、県の平均よりもまだまだ大幅に少ないという点では、やはり国保の加入者のうち課税限度額ゼロ円である人たちが34%も占めていると。いわゆる低所得者が多い中での国保運営であるという点では、まだまだ担税能力を大幅に超えた内容であることを指摘し、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第21号 平成29年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時17分)



(開議 午後4時34分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第23号 平成29年度鴻巣市介護保険特別会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(潮田) 幾つか組み替えがありましたので、どれがどこにというのがなかなかすぐにわかりにくくて、1カ所だけどうしてもよくわからなかったのが3款の地域支援事業の4項、介護予防事業費の中の、1次予防事業費のほうはこれ緑になっているからわかるのですけれども、2次予防事業費のところ、これはどこに組み替えになっているもののでしょうか。

(健康づくり部参事兼長寿いきがい課長) 2次予防事業というものは、もともとチェックリストで要支援になるリスクの高い方に対して行っていくようなものでした。そのチェックリストの使用の仕方が総合事業が始まりますと変わる関係で、2次予防事業というものはなくなります。実際の2次予防事業は、ではなくなってしまうのかというと、実は黄色で記した介護予防・生活支援サービス事業、この中で2次予防に類するものやっていくという形になります。ただ、現状29年度の予算につきましては、短期集中でやっていた送迎つきの教室といいますか、そちらにつきましては計上しておりません。今後また短期的な支援サービスの計画の総合事業の中に取り入れて実施をしていきたいと思っておりますが、29年度についてはまだやれないというところがございます。

(潮田) あとは、福祉用具については受領委任払いができるように28年

度からなりましたよね。その利用というのは28年度がどのくらいであったか。これがまた29年度はもうちょっと、その受領委任払いになったことで利用が進むのもあるのかなと思うのですけれども、28年度の実績を教えてください。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）28年がちょっとまだ途中なのですが、住宅改修につきましては金額で言いますと、こちら1月までなのですけれども、1,957万2,000円という形で支出しております。

受領委任はどのくらいかというところなのですけれども、ほぼ全て受領委任という形で、初めて鴻巣市で住宅改修する事業所さんにつきましてだけ償還払いという形になっておりますので、2回目からは全て償還払いになります。それなので、ほぼほぼ受領委任払いということによろしいかと思えます。

以上です。

（福祉用具のほうはの声あり）

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）福祉用具につきましても同じでございます。金額といたしましては、1月までで599万6,000円ほどの給付になっております。

以上でございます。

（潮田）今のお話で、そうしますと保険給付費の中の2款2項の、これは3目と4目だと思えるのですけれども、今の金額からすると29年度の予算は少し少ないかなというふうには思うのですが、これでよろしいのでしょうか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）当初予算、介護保険の予算の組み方というのが、事業計画で3年間の事業費規模が出てまいりますので、そこにのっとなった数値の計上になります。実際にこの数値で足りなくなった場合には補正をかけて追加をしていくという形になります。あくまでもルールといいますか、当初の計画どおりの予算組みという形でやっております。

以上でございます。

（加藤）認定審査会の委員の報酬の件なのですけれども、32人というこ

とで、この方たちというのは任期的なものがあるのですか。再任というか、そういうものの方もいらっしゃるのかということが、それ1点。

(健康づくり部参事兼長寿いきがい課長) 認定審査会の委員さんは現在32名お願いしております、それぞれ委員会が、審査会が4グループございます。1グループ8人という形で32人お願いしております。実際の審査に当たっていただくときは5人という形で、お医者様が交代で毎週ではなくて順番に出ていただいているという形になっています。1カ月の中で25名から28名ぐらいを審査していただいているという形になります。

任期につきましては2年で、ことしの29年3月末で今の委員さんの任期は切れるという形になります。それ以降また新たに委嘱していくという形になります。

以上です。

(加藤) この日額1万6,000円というのは、お医者さんとか看護師さんとかいろいろ職種の方がいらっしゃると思うのですけれども、それぞれ全部日額この金額なのですか。

(健康づくり部参事兼長寿いきがい課長) それぞれ全部一緒でございます。委員さんの種類、お医者様はお医者さん、歯科医師、それから薬剤師、それから介護職の専門職、その方たちですので、基本的には同じ1回1万6,000円という形でやっていただいております。

(加藤) それと、直接ではないのですが、竹田委員のほうから資料をいただいた中でちょっとお聞きしたいのですけれども、特別養護老人ホーム、特養の入所者の状況なのですが、例えばまだ空き室状況というようなのが4カ所、5カ所ぐらいあるわけです。その空き室があるにもかかわらず待機者数が出ているというふうな資料なのですけれども、これというのは、てねるさんについては何かスタッフがいないというふうに関所当時からちょっと聞いているのですが、今でもそんな状況で、結局は入所が受け入れられないという、そういう状況なのでしょうか。

(健康づくり部参事兼長寿いきがい課長) この空き室状況というところなのでも、先日職員のほうで各事業所に聞き取り調査させてい



ただいた時点での、そのときのタイミングでの空き室になっておりまして、実際に待機者からまたそこへ入る方を探して調整をしているというところがございます。実際はあいているというよりは入所を新たに、待機者からここに入ってくる方を待っているという状況で、2人とか1人とか空きがあるという状況でございます。てねるさんにつきましても、あそこもなかなか満床にはならなかったのですけれども、職員配置等を進めていきながら今こういう状況になってきているというところがございます。

以上でございます。

（竹田）本当に介護保険、制度が見直しをされるたびに複雑多岐になって、これを担当しておられる職員の皆さんはすごいなど、これを非常にわかりやすく資料をつくっていただいたということは感謝したいと思います。私にはよくわからなくてちょっとお聞きするのですけれども、特に要支援1、2の人たちが地域支援事業にかわって行くわけですが、この中でいわゆる予防介護とか生活支援サービスとか、それは非常によくわかるのですけれども、その中に権利擁護事業ということで、地域における尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行い、できるよう高齢者の権利擁護のために必要な支援を行うと。基本的には、介護保険のそれはあえて権利擁護事業にしなくても、介護保険のそもそもの私は原点かなというふうにとらえているのです。ですから、ちょっとこの具体的な内容について伺いたいと思います。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）ここにつきましては、地域包括支援センターにそれぞれ法定の専門職配置しておりますけれども、そこに対しての委託料という捉え方になります。それなので、包括の人員費相当というような形で捉えていただけるといいと思います。やっただいてい事業が総合相談事業と権利擁護事業、その下の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、こちらを包括支援センターで包括的にやっただいていというところになります。それなので、この3つの事業につきましては、包括支援センターへ専門職をそれぞれ配置する人員費相当というような形で捉えていただければと思います。

（竹田）ということは、要支援1、2の人はチェックリストで一番簡易なというのですか、それを研修してやるよということはこの間説明もされていますが、チェックリストをやる場合はこの間予算の説明の中で正規ではなくて臨時職員を配置しますというふうにご説明いただいていたのでしたのですけれども、それをちょっと私の認識が合っているかどうか確認したいと。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）チェックリストを行うといたしますか、窓口対応につきましては臨時職員は置きません。通常の認定申請の受け付けですとか、あとほかの給付の関係の受け付けですとか、その辺とあわせて職員がやる形にしておりまして、その利用のマニュアルについても支所を初めとして全職員で勉強しながら4月に向けて準備をしているというところでございます。

（竹田）わかりました。

では、そういう点では初めて、移行して、順次移行されていくのですよね。4月1日から、では。一気にではなくて。移行される人たちを見ると、要支援1、2の認定者が293人で、そのうち利用者が153人、要支援の人が625人、383人、認定者が一気に移行しませんということで順次やっていくわけですけれども、ということはいわゆるケアマネの人が非常に、いつから移行するかということを含めれば、例えば5月1日から移行する人は4月までは介護保険、地域支援とか織りまぜた部分でやって、ケアマネの人の実務が本当に私は煩雑になるのかなと思ってちょっと心配しているのですが、そこら辺の対応についてはどんなふうにするのでしょうか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）基本的に要支援1、2の方で訪問介護と通所介護だけを使っている方が総合事業のほうのケアマネジメントになります。そのほかに例えば訪問看護ですとか、あとさっきの住宅改修ですか、そちらの通常の予防給付を使いますと今までどおりの予防給付のケアマネジメントになりますので、そこの切り分けが若干難しい、複雑なところがあるのですけれども、いずれにしても要支援1、2の方に対するケアマネジメントというのは包括支援センターのケアマ

ネたちがやりますので、その同じ人がかかわっていきながらそこを切り分けていくというところで、確かに本当にご苦勞はあるのだと思うのですが、利用者はそんなには混乱はしないかなというふうには捉えております。ただ、ケアマネさんについては大変負担が重くなると思いますので、うちのほうの職員も含めてバックアップをしていきたいなというふうには考えております。

以上です。

（竹田）そのケアマネなのですが、地域支援コーディネーターとかいろいろなことを結構、多種職の人が連携していろいろサービスをどう提供していくかということで、下から6、生活支援体制と認知症と、だから地域ケア会議とかといろいろと会議に追われる、かつ実務も大変になるという点でちょっと私心配しているのですが、会議倒れになる、会議倒れなんて変な言い方ですけども、いろいろなコーディネートを設置していろいろサービスは豊かになるかもしれないけれども、それを包括していくという点では非常にケアマネの人も含めていろいろな人たちが会議に追われるのではないかというふうにちょっと懸念をしたのですが、そういう懸念というのは大丈夫なのでしょうか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）先ほどの生活支援体制整備事業、5目のところですけども、こちらについては何をするかといいますと、黄色で塗ってある介護予防生活支援サービス事業費、この中のサービスをいろいろ見つけていく、課題を検討していくというものになります。実際に生活支援コーディネーターという社協の専門の方を1人委託で置いていただきまして、そこにそれを補完する支え合い推進会議という会議体をつくりました。こちらについては、民生委員さんの役員さんですとか、あとは自治会連合会の役員さん、あるいはシルバー人材センター、老人クラブの役員さんですとか、包括も当然入ってまいりますが、あと実際にサロンをやっている方ですとか、いろんなサービスにかかわっている方も含めて鴻巣市全体の課題は何かというところを見る支え合い推進会議というものをつくっております。実際にその中で鴻巣市全体の課題を見つけた上で、29年度についてはそれぞれまた、社協は16

支部あるのですけれども、それを2つずつまとめて8圏域ぐらいにまとめまして、それぞれのまたちっちゃい地域の支え合い推進会議というものを幾つかつくっていききたいなというふうに思っています。その中で、地域ごとに例えばうちのエリアではこういうものが必要だよ、こういうものができるよ、こういうのをやっている人がいるよというところを情報を集めた上で、市で政策的にやるものは市でやり、その地域の人たちの力を活用していただくところにはその力をいただきということで、それぞれ総合事業の中うまく位置づけられていければなというふうに思っています。それが結局は地域包括ケアの最初の取っかかりかなというふうに考えております。

あと、地域ケア会議の関係なのですけれども、こちらにつきましては今まで要支援1、2の方のケアプランはどっちかといいますとマンネリ化しておりまして、毎月毎月同じようなプランを機械的に使っていたようなイメージが多くありまして、よくなるという、自立するということを目指したものではなかなかなくて、今回はそのよくしていこうというところを重点に目的を置いて、理学療法士など専門職を入れた地域ケア会議を毎月開催していこうかなと思っております。こちらの中で課題のあるケースだとかを皆さんで考えながら、どういうプランがいいかというところを勉強していききたいというふうに考えています。

以上です。

(竹田)わかりました。確かに工夫次第では脳は進化できるということをちょっと私どもの新聞の中で見まして、ああ、こういうものかというふうなふうに思いましたけれども、そういうところでは初めてのことで、非常に手探りであるということと、あとこの中に職員の皆さんは基本的にはどんなふうにかかわってくるのでしょうか。

(健康づくり部参事兼長寿いきがい課長)職員につきましては、窓口対応がまず一番大きく変わってくると思います。まず、認定審査に行くのか、それとも総合事業に行くのか、それともその場でチェックリストをやりながら判断していくのかというところをまず大きく変わりますので、そこについては統一した流れを今課内で考えております。それに合

わせてやっていきたいとは思っております。

あと、実際に総合事業が始まりますと、給付費の請求や支払いという問題も生じてきます。それから、新しい事業所の指定という仕事もふえてまいりますので、その辺については職員の負担は少し重くなってくるかなというふうに考えております。

以上です。

（竹田）わかりました。基本的には職員の皆さんも大変になって、包括ケアの、包括の人たちもやっぱり受け入れてくださる一番最初の入り口なので、大変かなというふうに思いますので、そういう点からいうと介護保険のいわゆる報酬というのは、29年度はどうなるのでしたっけ。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）処遇改善の部分で1.12だか何だかというような報道をされていたようなことがあります、ちょっとまだはっきりわかりません。そのほかの介護報酬が引き下げられるのかどうかというところも含めて、第6期のときは引き下げを行っていますので、もしかすると処遇改善の部分上げるだけなのか、ちょっとその辺はまだこれからの状況を見守っていきたいと思います。

（竹田）先ほど朝のときに委員長からご報告いただいて、私どもも勉強させていただいたのですけれども、介護のさくら、いわゆる訪問介護の主なサービスをしていて、水もので、来なくてもいいよと、きょうが予約の日だすら忘れていてどこかへ出かけてしまったりとかしている人もいて、それは先方の都合だから、しっかりと請求させていただきますというふうにおっしゃっていて、でも実際の現場で働く人はもう60歳過ぎた人しか来ないということもおっしゃっていたのです。そういう点では、いろいろなメニューがそろってくることはいいと思うのですけれども、一番はそれを支える人たちの確保なのですが、そういう点ではさっき言った介護報酬がどこまで上がるかわからない、もうこの間ずっと下げられてきている中ではどういうふうに人材を確保できるかという、ちょっと見通しを伺いたいと思います。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）処遇改善につきましては、若干ですが、上げるようなお話が出ておりますので、そこは見守っていき

たいと思います。

あと、総合事業の関係で、また新たな種類のものを始めるという形になりますので、その事業の担い手といたしまして、市のほうで養成研修を行っています。今回24名応募がありまして、3月の1日が修了式だったのですけれども、24名がそれぞれ市が認めた資格を取得したということで、その総合事業を開始する例えば訪問介護事業所さんですとか、デイサービスの事業所さんにはその方たちを紹介させていただいて、うまくマッチングができれば総合事業の担い手になるのかなというふうに考えておりまして、今後も、事業所の指定状況にもよりますけれども、そういうような担い手を養成していきたいなどは考えています。

以上です。

（竹田）先ほど加藤委員が質問していますけれども、特養ホームの待機者の件で、全体としては空き室が12室あるということ、待機者が、かぶっている部分もありますけれども、要介護3から5では、延べではなくて多分これ単体だと思うので、157人もおられて、今度新しくできる施設、私どもも25日に内覧会のご招待いただいているのですが、あそこの何か情報というのはつかんでいらっしゃいますか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）ヤオコーのところの特養ですね。あそこは、一応100床で全部ユニット型というところで、4月から開始するという形になっております。実際に3から5の対象、157人という形で今回示させていただきましたけれども、この中には実際には別の施設、老健とか、あとは病院に入院している方とか、実際に在宅で生活している方はこの中のうちの100名ぐらいでございますので、実際に100床新たにできますとそこに鴻巣市の方が全部入るとは限りませんが、ある程度吸収されてくるのかなというふうには考えています。ただ、待機はゼロになるかというのと、その状況はちょっと難しいかなというふうに考えています。ただ、改善はされていくのではないかと思います。

（竹田）新しくできる施設は募集かけていらっしゃるのですよね。というのは、そういう情報も含めて何床くらいかというのはつかんでいらっしゃいますか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）実際にその新しい特養がどのぐらいの入所になるのかという、ちょっと今のところ聞いておりません。済みません。申しわけないです。

（竹田）済みません。ごめんなさい、戻っていろいろ言ってしまうと済みません。今度いわゆる現役並みの所得がある方については負担割合が変わってくるのですよね。現役並みというか、私が聞いた限りでは360万円を現役並みというふうに言っているとちょっと認識なのですが、その認識でいいかどうかまず確認したいと。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）それというのは、利用者負担のことですか。

（竹田）うん。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）利用者負担がもしかすると3割とか、そういうふうになる可能性があるというような報道がされているのは、議論されているのは聞いております。

（竹田）とにかく介護保険の見直しをされるたびにどんどん、どんどん入れなくなるような制度になっていくわけですけれども、そういう点からいうと利用者の状況とか、それからあとサービスを提供する総合事業のみなし指定の事業者というところでは、1割負担で大丈夫よということでの合意とか、そういうのはどんな状況でしょうか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）みなし指定の訪問型、通常の事業所につきましては、基本的には現行相当のサービスを提供するという形になりますので、現行と介護報酬何も変わりはありません。同じ費用でございます。それなので、事業所に入ってくる費用も同じ、利用者の負担する費用も同じという形になっています。ただ、今後基準緩和型の事業を始めた場合には、基本的な介護報酬が8割程度に抑えた上でお願いをするという形になっております。そちらもなかなか事業所さんによっては8割は厳しいのかなというところもございまして、実際に様子を見るということで二の足を踏んでいる事業所さんが多くいらっしゃいます。そこも30年には介護報酬がまた変わりますので、その中ではつらつの8割というところもどうなるかというところはまた改めまして検討

していきたいと思っています。

以上です。

（竹田）ということは、8割のサービスにするというプランが今度難しくなりますよね。諏訪議員を通じて私どもが聞いたプランでは、例えば地域支援事業を担う総合事業になると、同じ通所のほうだけれども、お風呂なしにしたりとかいうふうにして、それでとにかく通ってくることはカットできないと、だからお風呂をなくすとかしてその8割のサービスを提供しようと思っているというふうなちょっと事業所さんがいたのですけれども、そういう点では8割をどこで減らしてどうするかというところで具体的に何かつかんでいるものがあつたら伺いたいと思います。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）基本的に同じサービスを8割の値段で提供しろということではなくて、8割の報酬の中でやれるような基準の緩和というところをさせていただいております。例えば訪問介護でしたらヘルパーさんの資格を持った人ではなくて、先ほど申し上げた市の講座を受けて市がオーケーだよと認めた人についてはその方を雇っていただいて、通常の、最低賃金ぐらいな形になってしまうかわからないのですけれども、それで雇っていただいた上で役立てていただくというようなところもつくりました。それなので、ちょっと難しいところなのですけれども……

（何事か声あり）

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）通所のデイはお風呂抜きとかというところもありまして、実際には2時間、4時間、午後の2時間とか、こういう3パターンを実際につくりまして、それぞれがそれぞれのタイミングで事業所の特色を出して、例えば理学療法でリハビリやるとか、お風呂についてはうちはお風呂抜きにして午後だけやってしまうとか、そういうところはそれぞれの今やっている送迎の時間帯をうまくずらしつつやっただくような形になろうかと思っておりますので、ちょっと工夫をしていただきながら、多様なサービスと言ったら変なのですけれども、工夫をしていただくようになりませんかというところなのですが。



(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 介護保険の担当者の皆さんが本当に苦勞しながら頑張っていたているのは非常によくわかりますが、しかし今回の介護保険の制度の改正の中で、今まで要支援1、2の人たちのサービスをいわゆる地域支援サービスにかえて、かつ例えば今8割にするという点では生活支援サービスの人も今まではプロパーが行っていたが、一定程度研修を受けた人が行くというふうに、やっぱりサービスの低下につながるような中身が結局地域支援事業になっていくという点では、ずっと高い介護保険料を払い続けてきたにもかかわらず、必要なときに必要なサービスが受けられないような介護保険制度に、介護予算になっていることを指摘し、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第23号 平成29年度鴻巣市介護保険特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

続いていきます。次に、議案第26号 平成29年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(竹田) 後期高齢者といい、国保といい本当複雑で、基本的には納付金という形でお金を納めて県が広域連合でやるのですけれども、その中のちょっと税の調定の部分で教えていただきたいのですが、後期高齢者って圧倒的多数は低所得者の人なのですけれども、いわゆる均等割の部分と所得割の部分の特例軽減というのが実際にどうなっているのか、29年度の予算の中どうなっているのか伺いたいと思います。

(国保年金課長) 特例軽減ですか。

(何事か声あり)

(国保年金課長) それは、保険税軽減でよろしいですね。

(何事か声あり)

(国保年金課長) はい。保険税軽減につきましては、こちらの表の右上段のほうにあります軽減額、それぞれ所得割、均等割の軽減額という形で表記はさせていただいておりますけれども、見込みとしては所得割軽減、これが1,458万3,000円、均等割が2億4,393万9,000円という形で、29年度の当初の課税ではこれだけ軽減するというような見込みになっています。

(竹田) ということは、いわゆる9割軽減とか8割と5割とか2割とかという軽減がありましたよね、その軽減率の移行というのはあるのでしょうか。

(国保年金課長) 軽減率……

(竹田) 軽減割合です。9割軽減とか。

(国保年金課長) それぞれ対象者でよろしいですか。対象となる人数とか、そういうことではなくて。

(竹田) ではなくて。まず、そういう制度そのものが残っているかということをおちょっと、ごめんなさい。

(委員長) どうぞ。

(国保年金課長) 実際に2割軽減、5割軽減、7割軽減とあります。7割軽減には、集計上は9割軽減の方もいらっしゃいます。そのものというのが表の中で言うと中段の右側に表記はさせていただいておりますけれども

ども、それぞれの人数だとか、軽減額だとかいう部分で一応記載のほうはさせていただいていますが、そういう制度自体は当然ございます。所得がない人に対する軽減というのはあって、それに対する補助というのがそれぞれ県と市が受け持っているということになります。

（竹田）あと、済みません、鴻巣は後期高齢者医療制度の中で資格証明書を発行していますか。

（国保年金課長）鴻巣市の被保険者で資格証明書を出しているという事例はございません。

（竹田）わかりました。私どもの資料の中では、鴻巣は後期高齢者の中で資格証明書を発行している29のちょっと自治体になっていたものから、びっくりしてしまっていて確認をさせていただきましたけれども、後期高齢者の滞納者で資格証明書は発行していないということで間違いありませんね。

（国保年金課長）国民健康保険も合わせて資格証明書をお出ししている被保険者はございません。ただ、短期証というのはいらっしゃいます。

（竹田）わかりました。資格証をとってしまうと、全部証明書やってしまうと確かに納税との関係ではないので、わかりました。では、短期証というのの後期高齢者も発行しているということですのでよろしいのですね。

（国保年金課長）後期高齢者の短期証につきましては、3名の方に発行した経緯がございます。うち現在だと1件については完納になっているというようなお話は聞いていますけれども、当初更新のときに3名の方にお出ししています。

（竹田）その短期証というの、どのくらいの期間の短期証なのかということと、それから3名のうち1人はまだあるというのですけれども、生活の実態はどんなふうにつかんでいらっしゃいますか。

（国保年金課長）短期証につきましては、原則4カ月というものです。年3回納税の相談の機会、面会の期間を設けるとというのが1つの意義があります。現在の状況で言うと、分割納付が始まったとか、完納が見えてきたようなお話は聞いていますので、ある一定の効果があったというふうには認識しております。

以上です。

（竹田）例えば国保の短期証を出す場合でも、一定の金額に達した人たちに短期保険証を渡していますよね。ということは、この後期高齢者の人の短期証の発行する滞納額の基準というのはどんなふうになったでしょうか。

（国保年金課長）後期高齢者の短期証につきましては、広域連合のほうで該当者のほうをある程度リストアップしてきます。その金額というのが金額でやるのか、例えば期間でやるのかという部分がありますけれども、現在の短期証の方については十数万円という数字を聞いています。一律に金額で切っているかどうかは、ちょっとこちらのほうだとわかりません。対象になっている方全員の方にお出ししているかということではなくて、予告に基づいてご来庁していただいて、分割納付を始めたかどうかという方については短期証ではなくて通常のを出している。そういった中で、何の応答もなかったという方について短期証をして、その後納税相談とかで分割納付につながっているというのが現在の状況でございます。

（竹田）その方の生活実態というのは、例えばどんななのでしょう。国民年金だけとか、ひとり暮らしとか、そういう部分ではつかんでいらっしゃるでしょうか。

（国保年金課長）基本的には、所得状況についてはちょっと私のほうには情報はないのですけれども、ご家族がいるとか、そういった中でご相談をいただいている案件と、被保険者みずからという部分とあるというのは聞いております。決してこちらのほうでは全然現在の所得がないという中で分割納付の金額を提示しているのではなくて、ある程度ご家族もしくは外に出ているご家族も含めて、そういった中で納めていただけるものとして価格のほうを設定させていただいているつもりです。済みません。居住だとか云々については、申しわけないのですが、訪問している案件ではありませんので、生活実態というのは把握が実のところはしていないという状況です。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第26号 平成29年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算について、  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一  
任願います。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(閉会 午後5時33分)